

PRIVATE.

COMMONWEALTH OF AUSTRALIA.

Home and Territories Department,
61 Spring Street,
MELBOURNE, 29th October, 1918.

Dear Mr. Shimizu,

I am in receipt of your letter of the 25th October, stating that Mr. Shin Inouye's mother was accompanying him to Australia. My reading of letter of 13th September, 1905, from this Department, particularly in view of the use therein of the phrase "husband and father," is that the arrangement was only intended to apply to the admission of a passport holder's wife and children.

No difficulty, however, will be raised in regard to the landing of Mrs. Inouye, but it is considered that if any future similar cases occur, the question of admission should form the subject of a special application in which the circumstances of each case will be fully set forth.

I presume you will make a formal application on Mrs. Inouye's behalf. In the meantime I am ad-

vising the Customs authorities at Thursday Island and Sydney to regard this lady as coming within the scope of the passport regulations.

Yours sincerely,

(Sgd.) ATLEE HUNT.

S. Shimizu, Esq.,

Consul-General for Japan,
SYDNEY. N. S. W.

事項一一「ペルー」移民関係雜纂

一四四 一月七日

在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛

安洋丸塔乗日本移民ペルー来着二付報告ノ件

附屬書 右移民到着表

公第三号

(二月十六日接受)

大正七年一月七日

在里馬

領事 齋藤 和(印)

外務大臣法学博士子爵

本野 一郎殿

客年十一月十三日「カヤオ」入港安洋丸ニテ当国ニ到着シタル森岡移民株式合資会社及東洋移民合資会社取扱移民数
以別表報告申進候 敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一、船 名 安洋丸

一、発着時 大正六年九月二十五日横浜発
同年十一月十三日カヤオ着

一、カニエテ耕地行 セロ、アスール港上陸

県別	男	女	計	携帶兒	上記ノ内 テヤオ港ニ於 テ逃亡者	上記ノ外 テヤオ港ニ於 テ途中逃亡者
沖繩	四三	一八	六一	二	一	一(ヒロ)
熊本	四七	八	五五	〇	〇	四(サリナ)
山口	八	二	一〇	〇	〇	〇
静岡	六	〇	六	〇	〇	〇
広島	四	〇	四	〇	〇	一(サリナ)
和歌山	四	〇	四	〇	一	一(パナマス)
福岡	三	一	四	〇	一	〇
愛媛	三	〇	三	〇	〇	〇
山形	二	一	三	〇	〇	〇
島根	二	〇	二	〇	〇	〇
福島	二	〇	二	〇	〇	〇
宮城	一	〇	一	〇	〇	〇
愛知	一	〇	一	〇	〇	〇
岡山	一	〇	一	〇	〇	〇
大分	一	〇	一	〇	〇	〇
計	一二八	三一	一五九	二	三	七

右ノ外ローマ耕地ノ内福島(男)二ハカヤオ着後カニエ
テ耕地ニ転耕セリ

一、サン、アグスチン耕地行 カヤオ港上陸

県別	男	女	計	携帯児 ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ内カ ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ外カヤオ 着前途中逃亡者
和歌山	一四	〇	一四	〇	〇	〇(男)二(サリナ)
福島	一二	〇	一二	〇	〇	〇
広島	五	〇	五	〇	〇	〇
山梨	五	〇	五	〇	〇	〇
宮城	五	〇	五	〇	〇	〇
福岡	三	〇	三	〇	〇	〇
山形	三	〇	三	〇	〇	〇
静岡	三	〇	三	〇	〇	〇
佐賀	二	〇	二	〇	〇	〇
山口	二	〇	二	〇	〇	〇
鹿児島	一	〇	一	〇	〇	〇
愛媛	〇	〇	〇	〇	〇	〇(男)二(サド、 ペドロ)
計	五五	一	五六	〇	〇	二

右ノ外ローマ耕地行(広島男)一ハカヤオ着後サン、ア
グスチン耕地ニ転耕セリ

一、ローマ耕地行 サラベリー港上陸

県別	男	女	計	携帯児 ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ内カ ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ外カヤオ 着前途中逃亡者
広島	二三	〇	二三	〇	〇	〇(男)二(サリナ)
福島	八	〇	八	〇	〇	〇
滋賀	五	〇	五	〇	〇	〇
福岡	二	〇	二	〇	〇	〇
宮城	一	〇	一	〇	〇	〇
計	三九	〇	三九	〇	〇	三

右ノ内(福島男)二ハカヤオ着後カニエテ耕地ヘ又(広
島、男)一ハサン、アグスチン耕地ヘ孰レモ転耕セリ
一、サン、ニコラス耕地行 サラベリー港上陸

県別	男	女	計	携帯児 ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ内カ ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ外カヤオ 着前途中逃亡者
山口	五	〇	五	〇	〇	〇
熊本	一	〇	一	〇	〇	〇(男)三(サリナ)
和歌山	三	〇	三	〇	〇	〇
計	九	〇	九	〇	〇	三

一、チクリン耕地行 サラベリー港上陸

県別	男	女	計	携帯児 ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ内カ ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ外カヤオ 着前途中逃亡者
兵庫	一	一	二	〇	〇	〇
広島	一	一	二	〇	〇	〇
福島	一	一	二	〇	〇	〇
愛媛	一	一	二	〇	〇	〇
計	四	四	八	〇	〇	〇

総計	男	女	計	携帯児 ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ内カ ヤオ港ニ於 テ逃亡	上記ノ外カヤオ 着前途中逃亡者
二三五	三六二七一	二	七	一五		

一四五 一月九日 在里馬斎藤領事ヨリ
本野外務大臣宛

森岡移民会社トペルー国「サン、ニコラス」
「ウマヤ」及「エスキヴェール」ノ三耕地ト
ノ間ノ新契約認可方稟申ノ件

附屬書 森岡移民会社及「ウマヤ」農業会社間ノ新契約
書訳文

公第四号 (二月十六日接受)

大正七年一月九日

在里馬

領事 斎藤 和(印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

移民契約改善ニ関スル本官卑見稟報方向キニ御電命ノ次第
有之客年十一月廿六日付公第八一号ヲ以テ御回答申進置候
処偶上記耕地ヨリ森岡移民株式合資会社ニ移民ノ供給ヲ受
ケ度旨申込アリタルヲ幸ヒ耕地側ノ意向ヲ探ラン為試験的
ニ既報改正ノ趣旨ニ則リ移民会社ヲシテ交渉ニ当ラシメ候
処(一)エスキヴェール(此程本邦ニ渡航セル前上院議長ソラ
ール氏兄弟経営)及ウマヤ両耕地所在地チャンカイ原野在
住土民「ワチャノ」ハ他地方ノ土民ト異ナリ性勤勉勞役ニ励
ミ従ツテ其得ル所ノ賃銀従来トモ他地方ニ勝リ幾分多額
ナリシニ加ヘ(二)両耕地共棉耕作ニシテ客年棉価突飛ノ暴騰
ニヨリ莫大ノ利潤ヲ贏得シ本年尚其好景氣ヲ持續セントス
ルノ模様アリタルヲ以テ本年利用シ得ベキ地積ハ挙テ之ヲ
棉作地ニ變更シ棉花摘採期節ニ際シ労働者ノ需要當ニ大ナ
ルノミナラズ(三)更ニ新ニ棉耕地ノ拡張ヲ企図シ傍近荒蕪地

ノ墾闢ヲ行ハシガ爲人手ヲ要スルコト多ナルモノアリ旁々耕主側ニ於テモ当初ハ多少我条件ヲ難ンズルノ色ヲ呈セリト雖モ深ク之ニ異議ヲ挾マズ棉花摘採期タル七、八月頃耕地着ノ予定ヲ以テ五月本邦発便船ヲ以テ我移民ノ供給ヲ受クル内約ヲ以テ竟ニ移民会社ノ要求ニ応ジ候而シテ「サン、ニコラス」耕地ハ「カニエテ」耕地ニ亜ギ從來最モ多ク我移民ヲ使用セル耕地ニシテ日本人労働者ニ依頼スルコト多ク且其耕地ハ「スーペ」原野ニ位置シ前記「チャンカイ」平野ト相隣接シ後者ニ於ケル好景氣ハ「サン、ニコラス」耕地労働者ヲ唆リ棉耕地ヘノ移転ヲ滋クシ爲ニ本春以來一割ノ増給ヲ実行(前報告御参照ヲ乞フ)シ之ニ備ヘ居ルニ拘ラズ尚且之ガ妨庄ニ困難シ居リタル矢先棉耕地ニ於テ森岡ノ提議ヲ容レ改正条項ノ下ニ已ニ新契約ノ訂結ヲ告ケタルコトヲ聞キ同耕地ニ於テハ糖価高貴ノ此際ヲ利シ大ニ生産ニ力メンコトヲ企図シ居ル折柄トテ終ニ森岡ノ主張ヲ入レ新ニ二百七十五名ノ労働者雇傭契約ノ成立ヲ見ルニ至リ候尤モ雇主側ニ於テハ前信ニ記載シタルガ如ク公然本邦人ニ對シ賃銀ノ値上ヲ行フトキハ土民労働者モ均シク之ガ恩典ニ浴センコトヲ希ヒ同様ノ請求ヲ申出デンコトヲ恐レ

契約面ハ依然一「タレア」將又一日ノ労働賃銀ヲ一「ソール」式拾仙ト規定シ置キ別ニ書面ヲ以テ式拾仙ノ増給ヲ行フヘキコト並ニ之ガ支払方法ヲ取極メ候

「サン、ニコラス」耕地ハ上記ノ如ク從來多數本邦人ヲ雇傭シ居リタルコト並ニ其地位ノ棉耕地ニ隣通シ労働者ノ引留ニ困難ナル事情等ニ制セラレ洩々ナガラ我要求ニ応シタリト雖モ爾余ノ耕地ハ其事情必ズシモ之ト同一ナラザルヲ以テ恁ク容易ニ我改正条項ヲ肯許スベキヤ否ヤハ大ニ疑問トスル所ナリト雖モ「サン、ニコラス」耕地ハ現大統領ノ伯父ニシテ政界ニ頗ル勢力ヲ有スル「ヴァレラ」氏、当里馬市第一流ノ新聞紙「エル、コメルシオ」社主ニシテ兼ネテ上院議員タル「ミロケサダ」及実業界ニ重キヲナシ且「パラモンガ」耕地地主ノ一人ナル「アユーロコムパニー」等ノ所有ニ属シ是等所有主ヲ戴ケル耕地ニシテ我改正条項ニ同意シタルコトハ今後他耕地ト接衝ヲ行フニ當リ鮮カラザル便宜ヲ我ニ供シ前報ノ如ク移民会社ニ於テ固ク其主張ヲ把持シ断々乎トシテ之ガ徹底ニ努力センカ恐ラク土民労働者ヲ得ルニ最モ便宜ヲ有スル最北ノ耕地「ツマン」ヲ除キ他ノ諸耕地ヲシテ不遠我要求条件ニ聽從セシムルコトアル

ベシトノ我予想ニ一段ノ光明ヲ加フルニ至リ候

以上三契約ニ對シテハ予テ御訓令ノ次第モ有之勿論未ダ承認ヲ与ヘズ候得共該契約ノ訂結自休本官稟申改正条項ニ對シ未ダ是非ノ御訓令無之今日差控ヘシムベキ義トハ思料致候得共(一)雇主側ニ於テ所要ノ時期ニ所要ノ人員ヲ得ル能ハザレバ事業上大ニ障害ヲ醸スベク從ツテ予メ之ガ準備ヲ行フノ要有之ベキ処本省ヨリノ御訓令到達迄当方ヨリ何等条件ヲ提出セズ單ニ考慮中ノ故ヲ以テ彼レガ交渉ニ応ゼザルトキハ先方ニ於テ切迫ノ場合ニ方リ意外ノ困難ニ遭遇スルコトナキヤノ恐ヲ懷キ或ハ彼等ヲ驅ツテ無理ニモ他ニ労働者ヲ得ルノ方途ヲ案出セシムルコトトモ相成我移民事業上ニ不利ヲ醸スヘキ懸念有之(二)且土民労働者ノ賃銀値上運動ニ對シ耕主側ガ從來取リ来リタル頑強ナル反抗ニ照ラシ新ニ我契約条項改善ノ提議ニ對シ彼等ガ果シテ如何ナル態度ニ出ヅベキヤ概略之ヲ予測シ置クノ必スシモ徒爾ナラザルベキヲ察シ移民会社ヲシテ耕地主ニ對シ目下本邦外務省ニ於テ国内ニ於ケル労働ノ昇騰並ニ当国ニ於ケル諸物価ノ昇騰等ニ鑑ミ移民ノ賃銀並ニ其他ノ契約条項改善ノ希望有之未ダ之ガ考案中ナルヲ以テ新契約条項ガ果シテ右外務省ノ

意向ニ投合シ其満足ヲ購ヒ得ルヤ否ヤ不明ナル旨ヲ明カニ言明シ雇主ヲシテ克ク其辺ノ事情ヲ理會セシメ然ル後交渉ヲ開始シ該契約ノ成立ヲ見ルニ至リタルモノニ有之候条此義御諒承置キ相成度候

就テハ既述ノ通り棉耕地ニ於テハ本年七、八月棉花摘採期節迄ニ我移民ノ入耕ヲ絶対的必要トシ「サン、ニコラス」耕地ニ在リテモ可成至急移民ノ供給ヲ受ケンコトヲ希ヒ居リ候ト共ニ恁ク契約条項ノ改善ニ著手致候以上一般當国經濟界ノ事情變更シ(砂糖ハ先般來一磅内外ノ相場ヲ持續シ居リタレトモ今日已ニ拾五志ニ降落セリ)之ガ実行ニ不利ナル事態偶發セザルニ先テ之ヲ遂行致度ト存候ニ就テハ本省ニ於テ大ナル御異議無之限リ些細ノ点ハ後ニ至リ之ヲ修正スルニ難カラザル可クト存候ニ付右ノ契約ヲ可成迅速ニ其儘御認可相成リ以テ他耕地ニ對シ之ニ勝ルノ好条件ニ非ザル限り我移民ヲ迎フルニ由ナキコトヲ明カニ理會セシメ該標準ニ達シタルモノハ速ニ契約ヲ訂結スルコトヲ得セシメ其然ラザルモノハ断ジテ彼ノ求ニ応ゼズ形勢ヲ觀望シ徐々ニ彼レノ屈從シ來タルヲ俟ツコトトセバ遂ニハ全耕地ヲシテ我要求ヲ應諾セシムルコトヲ得ルナラント存ジ候而シ

テ移民会社ノ説ク処ニ依レバ「サン、ニコラス」耕地ハ其地位並ニ其他ノ關係上賃銀ノ値上ヲ余義ナクセラレ已ニ之ヲ実行シ居リ最モ我要求ヲ進ムルニ便宜ナル耕地ナリト雖モ今回ノ交渉ヲ進ムルニ方リ兎角ノ論議ヲ試ミ之ヲ応諾セシムルニ頗ル困難ナリシト雖モ隣接棉耕地ニ於テ之ヲ承諾シタルガ為メ其極不得止之ニ承服シタル始末ニテ此上ノ好条件ハ該交渉ノ經過ニ鑑ミ到底期待スルニ由ナシトノコトニ有之本官ニ於テモ亦其然ランコトヲ信シ居リ候
今新、旧両契約ニ就キ彼此異同ノ点並ニ主要ナル契約条項ヲ摘記スレバ左ノ如シ

(一) 供給期間並ニ供給スヘキ員数(新契約第一条)

エスキヴェール 六ヶ月以内 男八十名 夫婦者二十組
ウマヤ 同右 男八十名 夫婦者二十組
サン、ニコラス 同右 男百七十五名 夫婦者五十組

(二) 移民ノ年齢(第二条)

旧 二十歳以上四十五歳
新 十八歳以上四十歳 附属書ヲ以テ変更

(三) 賃銀(第三条)

旧 壹ソール貳拾セントヴオス

ルモノアルヲ以テ新ニ本条ニ第三項ヲ加ヘ移民会社ノ權利ヲ明記セリ

(七) (a) 移民定住期間(第九条)

旧 就働後一年間

新 二百五十日又ハ二百五十「タレア」完了迄

(b) 移民会社ノ受クヘキ手数料

旧 当初二磅半ヲ受クルノ外其後何等収得スル所ナシ
新 当初二磅半(両棉耕地ノ分ハ參磅半)ヲ受クルコト旧契約ト異ナラザルモ最初ノ二百五十日功又ハ二百五十日「タレア」完了後移民尚引続キ耕地ニ止マルトキハ其勞役ニ服スル限リ每一「タレア」又ハ一日功ニ対シ十仙(両棉耕地ハ十四仙)ノ手数料ヲ受クルコトヲ規定セリ

(棉耕地ニ於ケル手数料ノ高貴ナル所以ハ同「チャンカイ」原野ニ於ケル土人周旋人ノ從來収得セル周旋料概ネ土人賃銀ノ一割ナルヲ以テ之ト均衡ヲ保タシメタルモノナリ)

(八) 帰国旅費(第十一条)

新 壹ソール四拾セントヴオス(サン、ニコラス分ハ契約面一ソールニテ二十セントヴオスニシテ増給ヲ規定スルニ附屬書)
(四) 労働ノ結果死亡又ハ終身不具トナリタル者ニ対スル賠償(第五条)

旧 二十磅

新 二十五磅 附属書ヲ以テ変更

(五) 休日又ハ規定時間以外ノ労働ニ対スル報酬(第六条)

旧 三十分以上拾六仙以下八仙

新 〃 貳拾仙 〃 拾仙

(六) 日本人組長ニ関スル規定(第八条)

(a) 組長ノ数

旧 五十人毎二一名

新 五十名乃至百名毎二一名

(b) 組長ニ対スル報酬

旧 第一年ニハ六磅ヲ給シ爾後一年毎二十分ノ八磅ヲ加フ
新 第一年ニハ十磅ヲ給シ其後毎年一磅ヲ加フ

(c) 組長ノ任免

組長ハ耕地ヨリ其給料ヲ受クルヲ以テ間々耕主ノ意ヲ迎フルコトヲノミ是ニ應メ深く移民会社ノ利益ヲ顧ミザ

旧 二年間定住スル者ニ対シ其終リニ於テ五磅ヲ給シ爾後二年目毎ニ同額ヲ給ス

新 二百五十日功又ハ貳百五十日「タレア」ヲ完了シタル者ニ対シ完成ノ曉五磅ヲ給シ爾後同功程ヲ完了スル毎ニ同額ヲ給ス

(八) 医藥ノ給与(第十二条)

新 若シ分耕地ニ於ケル労働者疾病ノ場合ニハ耕地医師ヲシテ往診セシムルコトヲ附属書ニ於テ規定セリ

尚于茲該契約書原文並ニ訳文添付致置候条委細ハ右ニヨリ御了承至急何分ノ御処置有之候様致度此段申進候 敬具

追テ「エスキヴェール」ニハ明治四十年中明治殖民合資会社ニ於テ百名、「ウマヤ」ニハ大正二年森岡移民合名会社ニ於テ約六十名ノ本邦移民ヲ供給シタルコトアリシガ逃亡者相踵ギ不結果ニ終リ爾來久シク中絶ニ帰シ居リタル者ナレトモ今日ニ於テハ多少當時ノ状況ト或ハ異ナルモノ有之バクト存候ニ付愈是等耕地ニ再ビ移民ヲ供給セントスルニ於テハ予メ労働者ノ宿舍其他ノ設備等実地踏査ノ必要可有之ト存候此義為念添ヘテ申進候

尚前信ニ移民会社移民間ノ契約ニ関シ一二改正希望ノ点

ヲ申進置候処現契約第一条末尾「労働ニ就クノ手續」ノ次キニ「並ニ登記其他領事館ヘノ諸届出等」ノ辞句ヲ加フルコトト致シ度候又雇主移民会社間契約第一条第二項ニ旧契約ノ通り移民ノ権利トシテ幼児二名ハ之ヲ携帯シ差岡ナキ規定ヲ存シ置キ候得共本官先般耕地ヘ出張ノ際見聞シタル所ニ依レバ幼児ハ頗ル残酷ナル取扱ヲ受ケ其發育衛生上頗ル寒心スベキモノ有之候処父母共ニ日々労働ニ従事シテ他ニ人手ナキ労働者ガ充分ニ児童ノ養育教導ヲ完フスル能ハザルハ万免ル可カラサル必然ノ結果ナルヲ以テ仮令契約上ニ於テハ右權利ヲ保留致置キ候得共實際ニ於テハ義務教育ヲ修了セザル児童ニ對シ渡航許可無之様致度ト存候右併セテ申進候也

註 添附ノ契約書原文及訳文中「ウマヤ」農業会社トノ契約書訳文ノミ採録セリ

（附屬書）

森岡移民会社及「ウマヤ」農業会社間ノ新契約書訳文

日本帝國ノ法律ニ遵ヒテ營業セル在東京日本移民会社タル森岡移民株式合資会社ト「チャンカイ」郡「チャンカイ」原「ウマヤ」耕地現所有者タル「ウマヤ」農業会社トノ間

第四条 若シ労働者カ命セラレタル労働上ノ必然ノ結果トシテ生ジタル疾病ノ為メ労働ヲ為ス能ハザルニ至リタル時ハ医師ノ見込ミニヨリ且予メ耕地支配人ノ之ニ對スル確認ヲ經タル上罹病期間中其受クベキ日給ノ參分ノ壹即チ壹日四拾七「ミレシモ」ヲ受取ルモノトス

第五条 労働者其命ゼラレタル労働ノ執行中ニ受ケタル負傷ニヨリ死亡スルカ若クハ終身労働ニ堪ユル能ハザルニ至リタル場合ニハ「ウマヤ」農業会社ハ一切ノ賠償トシテ秘賃式拾磅ノ額ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス此金額ヲ受取リタル上ハ終身労働ニ堪ヘサルニ至リタル同一ノ労働者若クハ死亡者ノ家族又ハ親族ヨリ申出ツベキ要求ハ全ク森岡移民株式合資会社ノミニテ引受クベキモノトス

第六条 森岡移民株式合資会社カ契約スル日本移民ハ日曜日、一月一日、七月二十八日、十月三十一日、十二月二十五日及聖金曜日ヲ除ク外週年労働スベキモノトス特別ノ事故ニヨリ第三条ニ規定セル所ヨリ以上ノ時間又ハ休日ニ労働者ノ執務ヲ要請スル一切ノ労働ハ労働者ニ於テ之ヲ為スノ義務ナシ

但シ労働者カ之ヲ承認シタル場合ニハ毎壹時間又ハ參拾分

ニ左記条項ヨリ成ル契約ヲ締結ス

第一条 森岡移民株式合資会社ハ六ヶ月以内ニ男移民八拾名夫婦移民式拾組合計壹百貳拾名ヲ前記耕地ニ供給スルトヲ約シ「ウマヤ」農業会社ハ其欲スル所ニ從ヒ之ヲ野外若クハ製造場ニ於テ使役セン為メ之ヲ收受スルコトヲ約ス夫婦移民ノ渡航ヲ容易ナラシムル為メ員數貳名ヲ超過セサル限りニ於テ各自幼児ヲ携帯シ得ベキコトヲ相約ス

第二条 本契約ノ目的タル男労働者ハ年齢貳拾歳以上四拾五歳以下ニシテ使役セラルベキ労働ニ堪ユル健全ナル体格ヲ有シ品行方正ナルモノトス

第三条 移民ノ労働ハ之ヲ使役スル耕地ノ支配人ニ於テ同支配人ノ欲スル所ニ從ヒ秘露國ノ習慣ニ基キテ日給若クハ分量労働ノ方法ニヨリ之ヲ定ム

但シ第一ノ場合ニ在リテハ野外ニ於テハ一日拾時間製造場ニ於テハ拾貳時間ヲ超エサルモノトシ第二ノ場合ニ在リテハ秘露國土人カ通例為ス所ト等シカルベシ尤モ孰レノ場合ニ於テモ賃銀ハ壹日百四拾「ミレシモ」又ハ前記ノ標準ニ從ヒ其為シ遂ゲタル労働ニ比例スル額ヨリ少ナカラザルモノトス

以上ノ端數ニ對シ貳拾「ミレシモ」毎參拾分又ハ其以下ノ端數ニ對シ拾「ミレシモ」ヲ給セラルベシ

第七条 契約女労働者モ亦労働スルノ義務ヲ有シ且労働ノ画定ハ第三条ニ規定セル形式ニ於テ之ヲ行フベシ

但シ女子ハ其家事ヲ整理セルタメ同一時間ノ労働ヲ為ス能ハサルベキヲ以テ契約ニ從ヒテ成シ遂ケタル労働又ハ之ニ従事シタル時間ニ應シテ其賃錢ヲ定ムベキコトヲ約ス

第八条 「ウマヤ」農業会社ハ前文ニ於テ既ニ指定セル労働ノ形式ニ變更ヲ生スル場合ハ即チ重量又ハ容積ニヨリ賃錢ヲ支払フ場合ニハ日本人組長壹名ヲシテ其確正ニ立会ハシムルコトヲ約ス尚「ウマヤ」農業会社ハ労働者ニ不足ナク農具ヲ供給シ且其命ゼラレタル職務ヲ最モヨク尽スニ必要ナル一切ノモノヲ供給スルコトヲ約ス

相互ノ便宜ノ為メ「ウマヤ」農業会社ハ移民五拾名乃至壹百名毎ニ西班牙語ニ通セル日本人組長壹名ヲ附シ労働者カ耕地ニ居留スル間之ヲ監督セシメ之ニ對シ毎月秘賃拾磅ヲ支給シ毎年壹磅増給ヲ為スベシ尚其奔走スベキ距離及ヒ労働ノ性質上必要アル限りハ鞍具ヲ添ヘテ乗馬ヲ給スベシ

本条規定ノ日本人組長ハ森岡移民株式合資会社ニ於テ任命

指定スベク其行動又ハ能力カ契約者ノ孰レカノ一方ノ利益ト相反スル場合ニ於テハ森岡移民株式合資会社ハ其退職ヲ求メ新ニ別人ヲ任命スルコトヲ得

第九条 「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ガ移民乗船日本出発ヲ通知スルト同時ニ契約移民名ニ付秘貨金貳磅半ヲ支払フコトヲ約ス

此支払ヲ為スニ就テハ森岡移民株式合資会社ハ各契約移民ヲシテ貳百五十拾「タレア」ヲ完了セシムルカ又ハ貳百五十日就働セシムルコトヲ約ス

本条規定ノ貳百五十「タレア」或ハ貳百五十拾日間ノ労働ヲ完了セシ後ニ於テハ「ウマヤ」農業会社ハ夫等移民ノ完了セシ「タレア」或ハ壹日ノ労働ニ対シ契約耕地ノ労働ニ従事スル限り秘貨拾「ミレシモ」宛ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス而シテ此支払ハ壹ヶ月毎ニ全移民ノ完了セシ労働ヲ表示シテ送付セラルベキ労働賃銀表ニ依リテ為サルモノトス、移民搭載船難破スルカ又ハ其他ノ事故ニヨリ到着港ニ於テ定数ニ滿タザル労働者ヲ引渡ス場合ニハ森岡移民株式合資会社ハ前金ニテ受取レル貳磅半ヲ返還スベシ又契約移民契約期間内ニ耕地ヲ去ル時ハ他ノ移民

百五十日ノ労働ニ対シ更ニ秘貨五磅ノ支払ヲ為スベシ而シテ其支払ハ二百五十「タレア」又ハ二百五十日ノ労働完了ノ都度現金ヲ以テ為サルモノトス

第十二条 「ウマヤ」農業会社ハ移民及ヒ組長ニ医療手当及ヒ一々炊事場ヲ有シテ健康ニ適セル居室及ヒ長サ六呎幅三呎ノ木製寝台ヲ無代ニテ供給スルコトヲ約ス尚「ウマヤ」農業会社ハ組長又ハ労働者ガ重患又ハ伝染病ニ罹リタル場合ニハ治療上最モ有効ナル救助ヲ与フベキコトヲ約ス

第十三条 労働者カ港ニ到着シタル時ヨリ耕地ニ着スル迄ニ生スル費用ハ其間ニ要スル重量五十基ヲ超過セサル労働者手荷物ノ運搬ニ要スル費用ヲ併セ凡テ「ウマヤ」農業会社ノ負担トス又労働者カ耕地ニ到着シタル後三日間ハ彼等ヨリ請求アル場合ニ於テ昼食及晩食ヲ給スルコトモ均シク「ウマヤ」農業会社ノ義務ニ属ス

但シ「ウマヤ」農業会社ハ昼食又ハ晩食一回分ニ付最初ノ労働賃銀中ヨリ拾六「ミレシモ」宛ヲ引去ル權利ヲ有スベシ第十四条 凡テ日本移民ヲ使役スル耕地ハ賃銀支払及ヒ労働者使役方法ニ関シテ最好ノ整一ヲ守ルベク一切ノ不規律ハ本契約ニ干与スル各自ニトリ有害ノモノト認メラルベシ

ヲ以テ補助スルカ若クハ満期ニ至ル迄ノ残日数ニ応シ其割合ヲ以テ既ニ受入レタル金額ヲ計算シ之ヲ返還スベシ

第十条 「ウマヤ」農業会社ハ移民輸送汽船カ「カヤヲ」港若クハ到着港タル「ワチョ」港ニ於テ檢疫ニ付セラレタル場合ニ限り移民名ニ付一日五拾「ミレシモ」ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス

但シ公衆衛生ノ為メ全然上陸ヲ禁止セラレ船舶ガ他ノ地ニ向ハサルヲ得サルニ至リタル場合ニハ此義務ハ消滅スルモノトス

第十一条 「ウマヤ」農業会社ハ二百五十「タレア」或ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ移民名ニ付秘貨五磅宛ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス而シテ本支払金ハ移民カ日本ニ帰国スル旅費ニ充當セシムルヲ目的トシ移民カ二百五十「タレア」又ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ時全額ヲ現金ニテ支払フモノトス

二百五十「タレア」又ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ移民カ尚「ウマヤ」耕地ノ労働ニ従事スルトキハ「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ニ右等移民ノ耕地ノ労働ヲ継続スル限り各移民ノ完了セシ二百五十「タレア」又ハ二

尚本契約ニ関シ直接移民ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ変更若クハ事件ハ協議ノ上予メ契約当事者双方ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十五条 森岡移民株式合資会社ハ契約実施中同社ノ名義ヲ以テ「ウマヤ」農業会社ト協議ノ上契約ノ解釈若クハ執行ヨリ生ズル一切ノ異議ヲ解決シ且双方ノ間ニ生ズヘキ異議ヲ決定スベキ仲裁者ノ指命ニ参加スル為メ全權ヲ有スル名ノ代理人ヲ当府ニ置クノ義務ヲ有ス

双方ノ仲裁者間ニ於テ調和成ラザル場合ニハ双方ヨリ提出スベキ委任状ニヨリ当府商業會議所和解ノ任ニ当ルベシ

第十六条 「ウマヤ」農業会社ニ於テ森岡移民株式合資会社ニ対シ本契約ニヨリ義務ヲ有スル金額ノ支払ヲ延滞スル時ハ森岡移民株式合資会社ハ壹ヶ月百分ノ壹ノ罰金の利息ヲ附シテ其支払ヲ要求シ尚至当ト認ムル時ハ契約ノ破毀及ヒ同社カ蒙リタル損害賠償ヲ請求スルノ權利ヲ有スベシ又森岡移民株式合資会社カ其負ヘル義務ヲ履行セサル時ハ「ウマヤ」農業会社ハ前記ト同一ノ權利ヲ有スヘシ

第十七条 森岡移民株式合資会社ノ代理人飯田勘之助ハ同社ヨリ受ケタル委任ニ從ヒ本契約ニ署名シ本契約ヲ構成ス

ル凡テノ条項ヲ履行スベキ義務ヲ負ヒ且移民ニ対シ「ウマヤ」農業会社カ秘露國ノ法律又ハ森岡移民株式合資会社トノ間ニ締結シタル契約ノ規定ニ違反スル行為アル時ハ移民自ラ秘露國ノ行政若クハ司法官庁ニ出訴スル權利アルコトヲ明白ニ承認スベシ又移民ノ個人權ヲ充分ニ尊重スル為メ森岡移民株式合資会社ニ於テ移民ノ利益ノタメニ契約シタル義務ノ履行ヲ為サザル場合ニモ森岡移民株式合資会社ヲ相手取り出訴スル權利アルコトヲ移民ニ対シ承認スベシ

第十八条 移民ハ實際労働ヲ開始シタル日より起算シ尙ケ年ノ間耕地ニ止マルノ義務ヲ有スト雖モ「ウマヤ」農業会社ハ耕地ニ止マランコトヲ請求スル總テノ移民ニ対シ本契約ト同一条件ニテ労働ヲ与フベシ

第十九条 「ウマヤ」農業会社ハ耕地ノ都合ニ依リ本契約ノ目的タル移民ヲ解僱セントスル時ハ実行ノ三十日前予メ森岡移民株式合資会社ニ通知シテ之ヲ為スコトヲ得然ルトキハ本契約ハ無効トナルベシ但シ此場合ニ於テハ「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ニ対シ契約第九条及び第十一条規定ノ秘貨式磅半及五磅ノ支払ヲ為スベシ

第二十条 本契約ハ日本政府ノ認可後ニ於テ双方履行ノ義務ヲ負担シ認可ノ日附後ヨリ其効力ヲ發生スルモノトス

附屬書 右移民到着表

公第一〇号

(三月二十八日接受)

大正七年二月十六日

在里馬

領事 齋藤 和 (印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

本年一月二十一日「カヤオ」港入港静洋丸ニテ当國ニ到着シタル森岡移民株式合資会社及東洋移民合資会社取扱移民數以別表報告申進候 敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一、船 名 静洋丸

一、発着時 大正六年十二月一日 横浜発
同 七年一月二十一日 カヤオ着

一、カニエテ耕地行 セロ、アスール港上陸

県別	男	女	計	携帯兒	上記ノ内カヤオニ於テ逃亡	上記ノ外カヤオ着前途中逃亡
沖繩	三一	九	四〇	一(男)	二	〇
熊本	一	〇	一	〇	〇	〇
愛媛	一	〇	一	〇	〇	〇

務ヲ負担シ認可ノ日附後ヨリ其効力ヲ發生スルモノトス

本契約ニ違反セル規定ハ凡テ無効ニシテ全然規定セラレザルモノト認メラルヘシ

契約当事者ハ後日ノ証トシテ同文參通ヲ作成スルモノ也

「ウマヤ」農業会社代表者

支配人 フリノ、セー、デ、サリナス (署名)

森岡移民株式合資会社 代理人 飯田勘之助 (署名)

一四六 一月十八日 在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛 (電報)

ペルー国サン、ニコラス及パラモンガ耕地行

移民殘員供給延期ノ件

第二号

San Nicolas 移民殘員總數及 Paramonga 殘員中夫婦五十組供給方紀洋迄延期セリ

一四七 二月十六日 在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛

静洋丸搭乗日本移民ペルー来着ニ付報告ノ件

計	一三三	九	四二	一(男)	二	〇
---	-----	---	----	------	---	---

一、チクリン耕地行 サラベリー港上陸

県別	男	女	計	携帯兒	上記ノ内カヤオニ於テ逃亡	上記ノ外カヤオ着前途中逃亡
沖繩	八	八	一六	〇	〇	〇
佐賀	一	一	二	一	〇	〇
計	九	九	一八	一	〇	〇

一、パラモンガ耕地行 スーベ港上陸

県別	男	女	計	携帯兒	上記ノ内カヤオニ於テ逃亡	上記ノ外カヤオ着前途中逃亡
福岡	三	三	六	〇(男)	二	〇
熊本	二	一	三	一(男女)	四	〇
計	五	四	九	一	〇	〇

一、サン、アグستن耕地行 カヤオ港上陸

県別	男	女	計	携帯兒	上記ノ内カヤオニ於テ逃亡	上記ノ外カヤオ着前途中逃亡
兵庫	二	〇	二	〇	〇	〇
福島	二	〇	二	〇	〇	〇

一五〇 二月十八日 浅野森岡移民会社社長ヨリ
本野外務大臣宛

ペルー国サン、ニコラス耕地行契約移民ニ関
スル契約案承認願出ノ件

秘露国「サン、ニコラス」耕地行契約移民ニ
係ル書面契約案承認願

今般南米秘露国「サン、ニコラス」耕地所有者タル「サン、
ニコラス」農業会社トノ間ニ契約移民男百七十五名夫婦五
十組ノ供給契約ヲ締結仕候ニ付弊社ト移民間ニ締結スヘキ
書面契約案別紙ノ通使用仕度候間御承認被成下度関係書類
添付此段奉願候也

大正七年二月十八日

東京市京橋区山城町四番地
森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三(印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

註 右ハ警視庁経由ニテ同行ヨリハ二月十八日附乙保第一五二〇
号ノニヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ尚添付ノ別紙ハ之ヲ省
略セリ

一五一 二月二十七日 中村通商局長ヨリ
岡田警視総監宛

ペルー国ウマヤ耕地エスキヴェル耕地サン、
ニコラス耕地行契約移民ニ関スル書面契約案
承認通知ノ件

附屬書 書面契約案承認指令書

通送第一二一九号

本月十八日付乙保第一五一八号ノ二乙保第一五一九号ノ二
乙保第一五二〇号ノニヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱
人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露国ウマヤ耕地
エスキヴェル耕地サン、ニコラス耕地行契約移民ニ関スル
書面契約承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ
御交付相成度此段申進候也

(附屬書)

第二〇号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三楯

大正七年二月十八日附願並ニ同月二十三日附變更願出ニ係

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

移民取扱ニ関スル件報告

移民取扱人森岡移民株式合資会社ノ取扱ニ係ル秘露国「エ
スキヴェル」耕地行契約移民別紙ノ通募集ノ旨届出候条此
段報告候也

(附屬書)

森岡移民会社ヨリ岡田警視総監宛届出書

秘露国エスキヴェル耕地行契約移民ニ係ル募集

御届(大正七年二月二十七日認可)

弊社取扱秘露国エスキヴェル耕地行契約移民男百六十名夫
婦四十組ニ対シ別紙募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間
此段及御届候也

大正七年三月一日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三楯(印)

警視総監 岡田文次殿

(別紙)

エスキヴェル耕地行移民募集地方別予定表

ル秘露国ウマヤ耕地行契約移民男八十名夫婦二十組、サン、
ニコラス耕地行契約移民男百七十五名夫婦五十組、エスキヴ
エル耕地行契約移民男百六十名夫婦四十組取扱ニ関スル書
面契約案承認願出ノ件

右承認ス

但シ雇主移民取扱人間ノ契約書第一条所載ノ夫婦移民ノ携
帶スル幼児移民ノ取扱ハ義務教育ヲ修了シタル者ニ限ル

大正七年二月二十七日

外務大臣法学博士子爵 本野一郎(印)

一五二 三月六日 岡田警視総監ヨリ
本野外務大臣宛

森岡移民会社ヨリペルー国エスキヴェル耕地
行契約移民募集地方別予定届出ノ件

附屬書 森岡移民会社ヨリ岡田警視総監宛右届出書

(三月八日接受)

乙保第二一四六号ノ二

大正七年三月六日

警視総監 岡田文次(印)

地方別	夫婦	男	摘要
熊本県	三十組	百五十名	
山形県	二組	二十名	
長野県	一組	十五名	
静岡県	一組	二十名	
福島県	二組		
山口県	二組		
山梨県	二組		
合計	四十組	百六十名	

一五三 三月二十三日

在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛(電報)

ペルー国サン、ニコラス及パラモンガ耕地位

移民安洋丸ニテ供給方ノ件

第七号

(三月二十五日接受)

サン、ニコラス及パラモンガ移民残員総数安洋ニテ供給方
耕主ヨリ申入レアリタリ

一五四 三月三十日

在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛(電報)

ペルー行日本移民ニ関シ本省決定ノ契約条項

ニ付問合ノ件

第九号

(三月三十一日接受)

新移民契約締結ノ都合上本省ニ於テ契約条項既ニ御決定ナ
ランニハ主要ノ点御電報ヲ請フ

一五五 四月五日

在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛

紀洋丸搭乗日本移民ペルー來着ニ付報告ノ件

附屬書 右移民到着表

公第二七号

(五月二十八日接受)

大正七年四月五日

在里馬

領事 齋藤 和(印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

客月十六日「カヤオ」入港紀洋丸ニテ当国ニ到着シタル森
岡移民株式合資会社及海外興業株式会社取扱移民数以別表
報告申進候 敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一、船名 紀洋丸

一、発着時 大正七年一月二十四日 横浜発
同 年三月十六日 カヤオ着

一、サン、ニコラス耕地位 スーペ港上陸

県別	男	女	計	携帯児 上記ノ内カヤ オニ於テ逃亡 オ着前逃亡
沖繩	二九	二二	五一	三(男)
鹿兒島	八	四	一二	〇(男)
熊本	二	〇	二	〇
茨城	一	〇	一	〇
計	四〇	二六	六六	三

一、パラモンガ耕地位 スーペ港上陸

県別	男	女	計	携帯児 上記ノ内カヤ オニ於テ逃亡 オ着前逃亡
福岡	二	二	四	〇
山形	二	二	四	〇
福岡	一	一	二	〇
計	五	五	一〇	〇

熊本	一六	一六	三二	二	〇
計	二一	二一	四二	四	〇

一、チクリン耕地位 カヤオ港上陸

県別	男	女	計	携帯児 上記ノ内カヤ オニ於テ逃亡 オ着前逃亡
沖繩	一四	一二	二六	〇
山口	二	二	四	〇
計	一六	一四	三〇	〇

一、サン、アグスチン耕地位 カヤオ港上陸

県別	男	女	計	携帯児 上記ノ内カヤ オニ於テ逃亡 オ着前逃亡
福岡	七	一	八	〇
山形	三	二	五	〇
和歌山	一	〇	一	〇
宮城	一	〇	一	〇
山口	七	〇	七	〇
福岡	二	一	三	〇
広島	一	一	二	〇
計	二一	一五	三六	〇

三 重	一	〇	〇	〇	(男)一 (港カリナ)
計	二三	六	二九	〇	二

一、ローマ耕地行 サラベリー港上陸

県別	男	女	計	携 帯 児	上 記 ノ 内 カ ヤ 上 記 ノ 外 カ ヤ オ ニ 於 テ 逃 亡 オ 着 前 逃 亡
和歌山	三	〇	三	〇	〇
沖繩	一一	〇	一一	〇	〇
福岡	一	〇	一	〇	〇
山口	三	〇	三	〇	〇
岡山	四	〇	四	〇	〇
佐賀	四	〇	四	〇	〇
広島	六	〇	六	〇	〇
愛知	一	〇	一	〇	〇
島根	二	〇	二	〇	〇
愛媛	一	〇	一	〇	〇
静岡	二	〇	二	〇	〇
熊本	一二	〇	一二	〇	〇
長野	一	〇	一	〇	〇
宮城	二	〇	二	〇	〇
計	二三	六	二九	〇	二

附屬書一 右契約案訳文

- 二 右附屬文書訳文
- 三 右関係文書写

通送第一〇号

森岡移民株式合資会社対「ウマヤ」「サン、ニコラス」及「エスキヴェール」耕地間新契約締結ノ旨本年一月九日附公第四号貴信ヲ以テ御申越ノ次第有之候処該新契約ヲ査スルニ大体ニ於テ差支ナシト認メ候ニ付客年十一月二十六日附公第八^(註)号貴信所載秘露国行契約移民ノ契約条件改善方ニ関スル貴見ト彼此対照ノ上一二訂正セシメ別紙書面契約案使用ノ儀客月二十七日森岡移民株式合資会社ニ対シ承認致置候尤モ「エスキヴェール」耕地ヘノ移民供給数ハ過般「アマドール、エフ、デル、ソラール」氏東京滞在中「ソラール」兄弟会社ノ代表者トシテ更ニ男八十名夫婦二十組ノ追加註文方本年一月十九日附書面ニテ森岡移民株式合資会社ヘ申込ミアリシニヨリ右追加ノ件承認致置候条此段申進候也

追テ雇主契約書ニ関シ疑義ニ亘ル点及向後締結ノ際訂正ヲ要スヘキ箇条ハ別紙契約書附箋ニ詳細指示致置候
註 日本外交文書大正六年第一冊三三三文書

計	五三	〇	五三	〇	〇	一
總計	男女	一五三名	計	二二〇名		

携帯児 七名

右ノ内カヤオ港ニ於ケル逃亡者 五名

右ノ外途中逃亡者 二名

一五六 四月七日 本野外務大臣ヨリ 在里馬齋藤領事宛 (電報)

ペルー行日本移民ニ関スル新契約ニ付回訓ノ件

第三号

貴電第九号ニ関シ一月九日附公第四号貴信所載ウマヤ外ニ耕地行移民ニ関シテハ新契約ハ大体差支ナシト認メ当方ニテ募集ヲ許可セリ尚今後新ニ契約ヲ承認セラルルコトハ当方ヨリノ書面通知ヲ待タレタシ

一五七 四月十三日 本野外務大臣ヨリ 在里馬齋藤領事宛

ペルー国行契約移民ニ関スル森岡及ウマヤ其他耕地間書面契約案承認ニ関スル件

(附屬書一)

森岡移民株式合資会社及「ウマヤ」農業会社間契約書案訳文

日本帝国ノ法律ニ遵ヒテ營業セル在東京日本移民会社タル森岡移民株式合資会社ト「チャンカイ」郡「チャンカイ」原「ウマヤ」耕地現所有者タルウマヤ農業会社トノ間ニ左記条項ヨリ成ル契約ヲ締結ス

第一条 森岡移民株式合資会社ハ六月以内ニ男移民八拾名

(一) 夫婦移民貳拾組合計壹百貳拾名ヲ前記耕地ニ供給スルコト

(二) ヲ約シ「ウマヤ」農業会社ハ其欲スル所ニ從ヒ之ヲ野外若

クハ製造場ニ於テ使役セン為メ之ヲ収受スルコトヲ約ス

夫婦移民ノ渡航ヲ容易ナラシムル為メ員数貳名ヲ超過セザ

ル限リニ於テ各自幼児ヲ携帶シ得ベキコトヲ相約ス

第二条 本契約ノ目的タル男労働者ハ年齡貳拾歳以上四拾

五歳以下ニシテ使役セラルベキ労働ニ堪ユル健全ナル体格

ヲ有シ品行方正ナルモノトス

第三条 移民ノ労働ハ之ヲ使役スル耕地ノ支配人ニ於テ同

支配人ノ欲スル所ニ從ヒ秘露国ノ習慣ニ基キテ日給若クハ

分量労働ノ方法ニヨリ之ヲ定ム

但シ第一ノ場合ニ在リテハ野外ニ於テハ一日拾時間製造場

ニ於テハ十二時間ヲ超エサルモノトシ第二ノ場合ニ在リテハ秘露国土人ガ通例ナス所ト等シカルベシ尤モ何レノ場合ニ於テモ賃銀ハ一日百四十「ミレシモ」又ハ前記ノ標準ニ從ヒ其為シ遂ゲタル労働ニ比例スル額ヨリ少ナカラザルモノトス

第四条 若シ労働者ガ命ゼラレタル労働上必然ノ結果トシテ生ジタル疾病ノ為メ労働ヲ為シ能ハザルニ至リタルトキハ医師ノ見込ニヨリ且予メ耕地支配人ノ之ニ對スル確認ヲ經タル上罹病期間中其ノ受クベキ日給ノ參分ノ一即チ一日四十七「ミレシモ」ヲ受取ルモノトス

第五条 労働者其命ゼラレタル労働ノ執行中ニ受ケタル負傷ニヨリ死亡スルカ若クハ終身労働ニ堪ユル能ハサルニ至リタル場合ニハ「ウマヤ」農業会社ハ一切ノ賠償トシテ秘貨貳拾磅ノ額ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス此金額ヲ受取リタル上ハ終身労働ニ堪ヘサルニ至リタル同一ノ労働者若クハ死亡者ノ家族又ハ親族ヨリ申出ツベキ要求ハ全ク森岡移民株式合資会社ノミニテ引受クベキモノトス

第六条 森岡移民株式合資会社ガ契約スル日本移民ハ日曜

日、一月一日、七月二十八日、十月三十一日、十二月二十五日及聖金曜日ヲ除ク外周年労働スルモノトス特別ノ事故ニヨリ第三条ニ規定セル所ヨリ以上ノ時間又ハ休日ニ労働者ノ執務ヲ要請スル一切ノ労働ハ労働者ニ於テ之ヲ為スノ義務ナシ

但シ労働者ガ之ヲ承認シタル場合ニハ每一時間又ハ參拾分以上ノ端數ニ對シ二十「ミレシモ」毎三十分又ハ其以下端數ニ對シ十「ミレシモ」ヲ給セララルベシ

第七条 契約女労働者モ亦労働スルノ義務ヲ有シ且労働ノ劃定ハ第三条ニ規定セル形式ニ於テ之ヲ行フベシ

但シ女子ハ其家事ヲ整理スル為メ同一時間ノ労働ヲ為シ能ハザルヘキヲ以テ契約ニ從ヒテ成シ遂ケタル労働又ハ之ニ從事シタル時間ニ應シテ其賃錢ヲ定ムベキコトヲ約ス

(三) 附錄

第八条 「ウマヤ」農業会社ハ前文ニ於テ既ニ指定セル労働ノ形式ニ變更ヲ生ズル場合ハ即チ重量又ハ容積ニヨリ賃錢ヲ支払フ場合ニハ日本人組長壹名ヲシテ其ノ確正ニ立会ハシムルコトヲ約ス尚「ウマヤ」農業会社ハ労働者ニ不足ナク農具ヲ供給シ且其命ゼラレタル職務ヲ最モヨク尽スニ必要ナル一切ノモノヲ供給スルコトヲ約ス

(四) 附錄

会社ニ支払フコトヲ約ス而シテ此支払ハ一ヶ月毎ニ全移民ノ完了セシ労働ヲ表示シテ送付セラルベキ労働賃銀表ニ依リテ為サルモノトス移民搭載艱難破スルカ又ハ其他ノ事故ニヨリ到着港ニ於テ定數ニ滿タザル労働者ヲ引渡ス場合ニハ森岡移民株式合資会社ハ前金ニテ受取レル式磅半ヲ返還スベシ又契約移民契約期間内ニ耕地ヲ去ル時ハ他ノ移民ヲ以テ補助スルカ若クハ滿期ニ至ル迄ノ残日數ニ應シ其割合ヲ以テ既ニ受入レタル金額ヲ計算シ之ヲ返還スベシ

第十条 「ウマヤ」農業会社ハ移民輸送汽船ガ「カヤオ」港若クハ到着港タル「ワチヨ」港ニ於テ検疫ニ附セラレタル場合ニ限り移民一名ニ付一日五拾「ミレシモ」ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス

但シ公衆衛生ノ為メ全上陸ヲ禁止セラレ船舶ガ他ノ地ニ向ハサルヲ得サルニ至リタル場合ニハ此義務ハ消滅スルモノトス

第十一条 「ウマヤ」農業会社ハ二百五十「タレヤ」或ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ移民一名ニ付秘貨五磅宛ヲ森岡移民株式合資会社ニ支払フコトヲ約ス而シテ本支払金ハ移民ガ日本ニ帰国スル旅費ニ充當セシムルヲ目的トシ移民

(四) 附錄

第九条 「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ガ移民乗船日本出發ヲ通知スルト同時ニ契約移民一名ニ付秘貨貳磅半ヲ支払フコトヲ約ス

此支払ヲ為スニ就テハ森岡移民株式合資会社ハ各契約移民ヲシテ貳百五十「タレヤ」ヲ完了セシムルカ又ハ貳百五十日就働セシムルコトヲ約ス

(本条規定ノ貳百五十「タレヤ」或ハ貳百五十日間ノ労働ヲ完了セシ後ニ於テハ「ウマヤ」農業会社ハ夫等移民ノ完了セシ「タレヤ」或ハ一日ノ労働ニ對シ契約耕地ノ労働ニ從事スル限り秘貨拾「ミレシモ」宛ヲ森岡移民株式合資

ガ式百五十「タレヤ」又ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ時全額ヲ現金ニテ支払フモノトス

二百五十「タレヤ」又ハ二百五十日ノ労働ヲ完了セシ移民カ尚「ウマヤ」耕地ノ労働ニ従事スルトキハ「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ニ右等移民ガ耕地ノ労働ヲ継続スル限り各移民ノ完了セシ二百五十「タレヤ」又ハ二百五十日ノ労働ニ対シ更ニ秘貨五磅ノ支払ヲナスベシ而シテ其支払ハ二百五十「タレヤ」又ハ二百五十日ノ労働完了ノ都度現金ヲ以テ為サルモノトス

第十二条 「ウマヤ」農業会社ハ移民及ビ組長ニ医療手当及ビ一々炊事場ヲ有シテ健康ニ適セル居室及ビ長サ六呎幅三呎ノ木製寝台ヲ無代ニテ供給スルコトヲ約ス尚「ウマヤ」農業会社ハ組長又ハ労働者ガ重患又ハ伝染病ニ罹リタル場合ニハ治療上最モ有効ナル救助ヲ与フベキコトヲ約ス第十三条 労働者カ港ニ到着シタル時ヨリ耕地ニ着スル迄ニ生スル費用ハ其間ニ要スル重量五十基ヲ超過セザル労働者手荷物ノ運搬ニ要スル費用ヲ併セ凡テ「ウマヤ」農業会社ノ負担トス又労働者カ耕地ニ到着シタル後三日間ハ彼等ヨリ請求アル場合ニ於テ昼食及晩食ヲ給スルコトモ均シク

ヲ附シテ其支払ヲ要求シ尚至当ト認ムル時ハ契約ノ破毀及ビ同社ガ蒙ムリタル損害賠償ヲ請求スル權利ヲ有スベシ又森岡移民株式合資会社ガ其負ヘル義務ヲ履行セザル時ハ「ウマヤ」農業会社ハ前記ト同一ノ權利ヲ有スベシ

第十七条 森岡移民株式合資会社ノ代理人飯田勘之助ハ同社ヨリ受ケタル委任ニ從ヒ本契約ニ署名シ本契約ヲ構成スル凡テノ条項ヲ履行スヘキ義務ヲ負ヒ且移民ニ対シ「ウマヤ」農業会社ガ秘露國ノ法律又ハ森岡移民株式合資会社トノ間ニ締結シタル契約ノ規定ニ違反スル行為アル時ハ移民自ラ秘露國ノ行政若クハ司法官庁ニ出訴スル權利アルコトヲ明白ニ承認スベシ又移民ノ個人權ヲ充分ニ尊重スル為メ森岡移民株式合資会社ニ於テ移民ノ利益ノ為メニ契約シタル義務ノ履行ヲ為サザル場合ニモ森岡移民株式合資会社ヲ相手取り出訴スルノ權利アルコトヲ移民ニ対シ承認スベシ第十八条 移民ハ實際労働ヲ開始シタル日ヨリ起算シ一ケ年間耕地ニ止マルノ義務ヲ有スト雖モ「ウマヤ」農業会社ハ耕地ニ止マランコトヲ請求スル總テノ移民ニ対シ本契約ト同一条件ニテ労働ヲ与フベシ

第十九条 「ウマヤ」農業会社ハ耕地ノ都合ニヨリ本契約

「ウマヤ」農業会社ノ義務ニ属ス

但シ「ウマヤ」農業会社ハ昼食又ハ晩食一回分ニ付最初ノ労働賃銀中ヨリ拾六「ミレシモ」宛ヲ引去ル權利ヲ有スベシ第十四条 凡テ日本移民ヲ使役スル耕地ハ賃銀支払及ビ労働者使役方法ニ関シテ最好ノ整一ヲ守ルベク一切ノ不規律ハ本契約ニ関与スル各自ニトリ有害ノモノト認メラルベシ尚本契約ニ関シ直接移民ニ影響ヲ及ボスベキ一切ノ變更若クハ事件ハ協議ノ上予メ契約当事者双方ノ承認ヲ經ルヲ要ス

第十五条 森岡移民株式合資会社ハ契約實施中同社ノ名義ヲ以テ「ウマヤ」農業会社ト協議ノ上契約ノ解釈若クハ執行ヨリ生ズル一切ノ異議ヲ解決シ且双方ノ間ニ生スヘキ異議ヲ決定スベキ仲裁者ノ指命ニ参加スル為メ全權ヲ有スル一名ノ代理人ヲ当府ニ置クノ義務ヲ有ス

双方ノ仲裁者間ニ於テ調和ナラザル場合ニハ双方ヨリ提出スベキ委任状ニヨリ当府商業會議所和解ノ任ニ当ルベシ第十六条 「ウマヤ」農業会社ニ於テ森岡移民株式合資会社ニ対シ本契約ニヨリ義務ヲ有スル金額ノ支払ヲ延滞スル時ハ森岡移民株式合資会社ハ一ケ月百分ノ一ノ罰金の利息

ノ目的タル移民ヲ解僱セントスル時ハ実行ノ三十日前予メ森岡移民株式合資会社ニ通知シテ之ヲ為スコトヲ得然ルトキハ本契約ハ無効トナルベシ但シ此場合ニ於テハ「ウマヤ」農業会社ハ森岡移民株式合資会社ニ対シ契約第九条及ビ第十一条規定ノ秘貨式磅半及五磅ノ支払ヲ為スベシ第二十条 本契約ハ日本政府ノ認可後ニ於テ双方履行ノ義務ヲ負担シ認可ノ日附後ヨリ其効力ヲ發生スルモノトス本契約ニ違反セル規定ハ凡テ無効ニシテ全然規定セラレザルモノト認メラルベシ

契約当事者ハ後日ノ証トシテ同文參通ヲ作成スルモノ也
千九百十七年十一月三十日 里馬市ニ於テ

「ウマヤ」農業会社代表者

フリア、セー、デ、サリマ (署名)

森岡移民株式合資会社

代理人 飯田勘之助 (署名)

(附 箋)

(一) 「夫婦移民ノ帶同スル幼児移民ノ取扱ハ貴官ノ意見ニ基キ義務教育ヲ終了シタル者ニ限ルトシ其旨移民取扱人ニ示達セリ」

(二) 「第二条男労働者ノ年齢ハ二十歳以上四十五歳以下ト記シア

リ旧契約其儘ニテ改正セラレザルハ或ハ錯誤ナラント認メラ
ルルモ移民会社ハ實際本移民募集ニ方リテハ二十歳以上四十
歳以下ノ移民ヲ取扱フコトトシテ何レノ点ニモ抵触セサルコ
トニ取計フベキ旨申出テアリタリ」

(三) 「第八条ニ重量又ハ容積ニヨリ賃銀ヲ支払フ場合アルコトヲ
規定セルモ之ニ対シ幾何ノ賃銀ヲ支払フベキヤ明示セズ第三
条ノ賃銀標準ニ相当セル額ノ支払ヲナスベキ旨ヲ明記スルヲ
要ス」

(四) 「本条第三項括弧内ノ文意不明瞭ナリ最初ノ二百五十「タレ
ヤ」或ハ二百五十日労働ヲ完了シタル場合ニ其以後ノ労働ニ
対シ十「ミレシモ」宛ヲ移民取扱人ニ支払フモノト推断セラ
ル右支払方法ハ公第八一号貴信内ノ説明ト全ク合致セズ尚此
支払方法ハ移民取扱人ヲシテ移民ノ耕地定着ニ尽力セシムル
効ナキニアラサルモ夫レヨリハ寧ろ之ヲ移民ノ収得トナサシ
メ耕地ニ引留ムルノ効力多キニハ及バサルベキニヨリ本件処
置方ニ対シ貴見申越サレタシ」

(五) 「逃亡移民ニ対スル損害金ノ件ハ貴見ヲ以テ相当ト認メタル
ニ付森岡移民株式合資会社ヨリ別紙写申述書ヲ徴シタルニヨ
リ本件ノ正確ニ実行セラルル様注意セラレタシ」

(六) 「第十八条ニ於テ一ケ年間耕地ニ止マルノ義務ヲ有スト規定
シタルハ第九条第二項ニ「森岡移民株式合資会社ハ各契約移
民ヲシテ二百五十「タレア」ヲ完了セシムルカ又ハ二百五十
日就働セシムルコトヲ約ス」ト規定セル兩者間ニ抵触ヲ生セ
リ若シ一ケ年ノ契約期限ヲ此儘存ストキハ例ヘバ逃亡移民

千九百十七年十一月三十日 於里馬市

「ウマヤ」農業会社代表者

フリア、セー、デ、サリマ (署名)

於里馬市

森岡移民株式合資会社 御中

(附屬書三)

契約案關係文書写

申 述 書

弊社 取扱秘露国行契約移民逃亡者ニ対スル損害金ハ爾今
一人ニ付秘貨金十二「ソール」五十仙(邦貨金十二円五十
錢)ヲ最高限度ト定メ契約労働実行ノ程度ニ応ジ右割合ヲ
以テ徴収仕度候

追テ右金徴収ノ上ハ内地ニ於テハ御庁へ秘露国ニ於テハ
在里馬帝国領事へ其都度右旨届出可仕候

大正七年二月二十五日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三植 (印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

ニ対スル賠償金ノ計算ニ於テ一ケ年ノ期限ニ依ルベキカ又ハ
二百五十日労働ヲ目安トスベキヤ等種々ノ疑問ヲ生シ歸着点
ヲ見出し難キニヨリ之ヲ移民取扱人ニ質セシニ新契約ニ於テ
ハ一ケ年ノ期限ノ定メハ全然廃止セシモノナリト確答ヲ得タ
ルニ付移民ト移民会社間ニ締結スル書面契約第二条ニ於テ二
百五十「タレア」又ハ二百五十日労働ヲ以テ労働終了ノコト
ニ規定セシメタリ」

(附屬書二)

契約案附屬文書訳文

謹啓

日本人労働者募集ニ関スル貴社トノ契約書ニ就キ本書ヲ以
テ左記ノ追加ヲ為スハ欣幸ノ至リニ候

一、耕地ノ医師ハ毎週二回若クハ三回当会社所属ニ係ル他
耕地ニ住スベキ日本人ヲ往診スベシ

二、耕地ハ日本人ガ入浴シ得ル為メニ必要ナル便宜ヲ与フ
ベシ

三、耕地ハ日本人ニ野菜ヲ栽培シ得ベキ少許宛ノ土地ヲ与
フヘシ

同時ニ労働中蒙リタル出来事ニヨリ死亡スルカ又ハ不具ト
ナリタルモノニハ契約書規定ノ式拾磅ニ代ユルニ式拾五磅
ヲ支払フコトヲ約スルモノニ候 敬具

註 附箋(四)参照

一五八 四月十七日

在里馬齋藤領事ヨリ
本野外務大臣宛

在ペルー国日本移民ニ古新聞雜誌供給方ノ件

公第三〇号

(五月二十八日接受)

大正七年四月十七日

在里馬

領事 齋藤 和 (印)

外務大臣法学博士子爵 本野一郎殿

当国在住本邦移民ノ労働状態ヲ視ルニ工場勤務ノ者ハ日々
拾式時間ノ労役ニ服スト雖モ農園ニ於テ稼穡ニ従フ者ハ早
キハ三時遅クモ五時頃迄ニハ其業務ヲ終リ其後ハ何等行フ
ベキ劳作ナク又一方心神ヲ慰藉スヘキ娯樂機關ノ設備缺如
シ如何ニ閑余ノ時間ヲ消費スヘキヤハ寧ろ彼等ノ苦痛トス
ル所ニシテ之カ為自然小人閑居為不善ノ古語ニ背カズ彼等
ヲ驅ツテ或ハ酒色ニ溺レ或ハ賭博ニ耽ラシムル等ノ惡弊ヲ
助長シ所謂植民地風ノ放埒散漫ナル生活ヲ営マシムルコト
トナリ甚ダ虞フヘキ次第ノ処彼等ノ中ニハ小学ノ課程ヲ了
ヘ若クハ中学ニ出入シタルモノモ有之相応文字ニ熟シタル

輩少ナキニ非ザルヲ以テ幸ニ故国慈善家ノ厚意ニ依リ読古シタル新聞雜誌類ノ寄贈ヲ受ケ之ヲ彼等ニ供給スルコトヲ得候ハシニハ幾分如上惡風ニ陥ルノ弊ヲ矯ムルニ裨補スルトコアラノミナラズ又彼等ノ智能ヲ啓発誘導スル上ニ多少ノ効果有之可キカト愚考候条海外移民ノ發展振興ヲ目的トスル移民協會等ノ力ヲ藉リ之ヲ実行スルコトヲ得シハ移民ニ取り至大ノ幸福ナラント存候ニ付本省ニ於テモ右ニ関シ相当御考慮相煩度此段申進候 敬具

一五九 五月九日 森岡移民株式合資会社ヨリ
中村通商局長宛

ペルー国カニエテ耕地行日本移民賃銀ニ関シ
同耕地所有者ノ提案承認方願出ノ件

御 願

弊会社儀今般秘露国「カニエテ」耕地所有者タル英国製糖会社ト移民契約締結ニ当リ賃銀値上交渉中ノ処該会社ヨリ別紙ノ通申来リ候
抑々弊社ノ秘露国ニ於ケル移民事業ハ英国製糖会社支配人タリシ「レギア」氏(前秘露国大統領)ト契約成リ同氏ノ

ンタボ」ノ賃銀値上ト相成候斯カル急激ノ値上ハ英糖会社ニ於テ或ハ堪ヘ難キ儀ト察セラルルノミナラス之ニ因テ土人労働者モ日本人同様賃銀値上ヲ要求スルニ至ルヘク然スレハ非常ナル影響ヲ来ス事ト存候ニ付英国製糖会社ヨリノ申越モ無理カラヌ事ト存候同社ニ於テハ別書狀及電信ノ如ク從來通りノ賃銀ニテ

一日一「ソール」二〇「セントボ」並ニ二百五十「タレヤ」(貳百五十日ノ労働)毎ニ拾磅ノ賞与金支給

ヲ希望致居候右通算シテ一日一「ソール」六〇「セントボ」ニ該当致候間新契約及該申出ハ結局同一ノ計算ニ帰着致候ニ付同会社ノ見地ヨリ以上ノ要求ハ尤ノ儀ト存申候間事情御推察ノ上同社ノ提案何卒御承認相願度奉存候
同社ハ前陳ノ通り弊社ニ取りテハ重要ナル華客ニ有之尚且移民事業發展ノ為多大ノ関係ヲ有シ居リ候ニ付此儀特別ノ御詮議ヲ以テ御認可被成下度此段奉願上候

大正七年五月九日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三植(印)

一一 「ペルー」移民関係雜纂 一六〇

多大ナル斡旋ニヨリ他耕地トモ契約ヲ得最初ノ移民輸送ヲナスニ至リシハ二十年前即チ明治三十二年中ニ有之候
爾来今日ニ至ル迄同国ノ輸入スル弊社取扱全移民ノ殆ト半数ハ年々同会社ニ契約輸送致来リ候同会社ハ移民待遇上ニ注意シ病院ヲ建築シ本邦医師ヲ招聘シ薬価其他総テ無料ニテ手当ヲ施シ衛生の家屋及完全ナル浴場ヲ与ヘ其他上下水道工事等ニ至ル迄多大ノ費用ヲ吝マス設備上完全ヲ期シ引続キ将来本邦移民輸入計画ノ処目下交渉中ノ新契約問題解決如何ニ依リテハ自今本邦移民輸入ハ或ハ不可能ノ結果土人労働者採用ノ意嚮ラシク被存候同耕地ニ於ケル從來ノ賃銀契約ハ一日一「ソール」二〇「セントボ」並ニ五百「タレヤ」(貳ケ年)毎ニ五磅ノ賞与金支給今回ノ新契約(交渉中)ハ一日一「ソール」四〇「セントボ」並ニ貳百五十「タレヤ」(貳百五十日ノ労働)毎ニ五磅ノ賞与金支給
因テ一日ノ賃銀及二百五十「タレヤ」ニ対スル賞与金五磅ヲ通算スルニ一日一「ソール」六〇「セントボ」ニ相成候該賞与金ハ契約完了ト同時ニ受取ルヘキモノナレハ前契約ノ二ケ年継続者ニ支給スル五磅ノ賞与金トハ其ノ性質ヲ異ニスルヲ以テ是ヲ賃銀同様ト見做シ一日ニ対スル四十「セ

通商局長 中村巍殿
註 別紙省略

一六〇 五月十六日 鈴木冲繩県知事ヨリ
中村通商局長宛

在ペルー冲繩県人移民ヨリ移民取扱人ニ欺カ

レタリトノ投書アリタル件

保外親第三一八号 (五月二十三日接受)

大正七年五月十六日

冲繩県知事 鈴木邦義(印)

外務省通商局長 中村 巍殿

昨年中森岡移民会社ノ募集ニ係ル秘露移民ヨリ別紙写ノ投書有之候ニ付同国在留移民ハ其ノ家族ニ対シ如何ナル通信ヲ為シ居ルカヲ取調フルニ労働ノ過激ナルコト及日用品高価ニシテ生活困難ナルコトハ一致スルモ賃銀ハ夫婦ニテ一日三四位ナリト通信シ居ルアリ或ハ男一円二十錢女八十錢ノ收入ニ過ギズト通信ヲ為シ居ル者アリテ一致セズ中ニハ収支相償ハザルニ依リ渡航後二三週間ニシテ里馬又ハ「ポリビヤ」等ニ逃走シタル者モ有之旨通信セル者モ有之候要スルニ移民ノ多数ハ予定ノ収益ヲ挙クルコト能ハザルニ失

望シ居ルモノノ如ク思考セラレ候右ハ畢竟募集人ノ甘言ニ乗セラレ過大ノ希望ヲ有シテ渡航シタルニ基因スルコトト被存候ニ付移民募集ニ関シテハ事実ヲ虚構シ其ノ他不正手段ヲ用ユルカ如キコトナキ様此際特ニ業務代理人ニ嚴達致置候

右御参考迄及通報候也

註 別紙投書写省略

一六一 五月二十日 後藤外務大臣ヨリ
在里馬齋藤領事宛

カニエテ耕地行日本契約移民ノ賃銀値上問題

二関スル件

通機密送第二号

移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出セル別紙写願書ニ依ル「カニエテ」耕地所有者タル英国製糖会社ト同移民取扱人トノ間ニ新移民供給契約締結ニ当リ賃銀値上ノ項ニ付キ交渉調ハズ英国製糖会社ハ一日ノ賃銀一「ソール」二十「セントボ」並ニ二百五十タレヤ(二百五十日労働)毎ニ拾磅ノ賞与金支給ノ希望ヲ有シ候由ニテ此ノ提案ニ對シ当省ノ同意ヲ求メンガ為メ同移民取扱人業務代理人高田喜

ニ付為御参考此段及御通知候也

註 別紙ハ前掲ニ付省略セリ

一六三 六月八日 中村通商局長ヨリ
移民協會長、海外興業社長、森岡移民会社社長各宛

在ペルー国日本移民ニ古新聞雜誌供給方ノ件

通合送第四二八号

添田寿一移民協會會長宛

神山閑次海外興業株式會社社長宛

各通

浅野良三森岡移民株式合資會社社長宛

在里馬帝國領事ヨリ別紙写之通り具申有之候処右実行セラレ候ヘバ相当効果ヲ収メ得ベキ様彼存候ニ付移民指導ノ一案トシテ供御參考候間一応御考量相成候様致度此段申進候也

註 別紙ハ前掲ニ付省略

一六四 六月二十九日 在里馬齋藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛(電報)

森岡移民会社扱バルバ耕地及アンダーワシ耕地行日本移民供給契約承認ノ件

三槌及武井勘三郎ノ兩名当省ニ出頭シ縷々陳述致シ候処本邦人ヲ比較的多数雇傭スル英国製糖会社ニ於テ予テ貴官ノ稟申ニ係ル新契約ヲ採納セズシテ多少ニテモ移民ニ不利益ナル別様ノ契約ヲ締結スル如キコトアラバ新契約ノ一般ニ実行セラルルコトニ障害アルベキヲ顧慮シ且ハ移民供給契約ノ承認ニ付テハ当初貴官ノ承認ヲ經ベキ從來ノ取扱振ニモ有之候条本件ノ如キモ一応英国製糖会社側又ハ在里馬業務代理人ヨリ貴官ニ申出デ貴官ヨリ何分ノ義当方ヘ稟報アルニ非ザレバ差当リ詮議ニ及ビ難キ旨示達致シ置候右ノ關係ヨリ或ハ同移民取扱人ニ於テ該示達ノ趣旨ヲ曲解シ耕地主ニ對シ誤報ヲナスヤモ料リ難キニ付右ノ次第御含ミ置キ相成度此段申進候也

註 別紙写願書ハ前出ニ付省略ス

一六二 五月二十五日 後藤外務大臣ヨリ
在里馬齋藤領事宛

在ペルー国沖繩県人移民ヨリ同県知事宛投書

二関スル件

通送第一六号

本件ニ関シ沖繩県知事ヨリ別紙写之通り通報之次第有之候

第二四号

「エスキヴェル」ト同条件ニテ「バルバ」ニ男百五女二十五期限七箇月又「ウマヤ」ト同条件ニテ「アンダーワシ」ニ男五十女十名ノ供給契約森岡ト成立承認ス尚「バルバ」トハ第一回分五十名七月ノ便船ニテ送附ノ契約アルニ付募集方至急御認可相成ル様致度シ

一六五 七月四日 浅野森岡移民會社社長ヨリ
後藤外務大臣宛

ペルー国アンダーワシ耕地行日本契約移民ト

森岡移民会社トノ書面契約案承認願出ノ件

(八月二日接受)

秘露国アンダーワシ耕地行契約移民ニ係ル書

面契約承認願

今般南米秘露国「アンダーワシ」耕地所有者トノ間ニ同国「ウマヤ」耕地ト同一条件ノ下ニ契約移民夫婦拾組男四十名御認可ノ当日ヨリ七ヶ月間ニ供給ノ契約ヲ締結仕候ニ関シ在秘露国里馬市帝國領事ヨリ御承認ノ趣御省宛公電有之候旨御通達相成候ニ就テハ弊社ト移民トノ間ニ締結スヘキ

書面契約別紙案文ノ通り使用致度候間右御承認被成下度関係書類相添へ此段奉願候也

大正七年七月四日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

註 右ハ警視庁經由ニテ同行ヨリハ八月一日附乙保第八〇八九号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ尚添付ノ書類ハ之ヲ省略ス

一六六 八月十三日

在里馬齊藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛(電報)

パラモンガ及ローマ耕地行日本契約移民残数

供給延期ノ件

第三三三号

「パラモンガ」及「ローマ」耕地契約移民残数供給年内本邦発迄延期セリ

一六七 八月二十三日

埴原通商局長ヨリ
岡田警視總監宛

ペルー国アンダーワシ耕地行日本契約移民ト

森岡移民会社トノ書面契約承認通知ノ件

附屬書 右契約案承認指令書

通送第六五二七号

本月一日付乙保第八〇八九号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露国アンダーワシ耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候也

追テ願書ニ七ヶ月間ニ供給ヲ契約締結セリト記シタルハ雇主ト移民取扱人間ノ契約第一条ニ依ルニ六ヶ月ノ誤記ト認メラレ候ニツキ其旨出願者ニ御指示相成度候

(附屬書)

第七八号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三

大正七年七月四日付願秘露国アンダーワシ耕地行契約移民夫婦拾組男四十名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

但シ雇主移民取扱人間ノ契約書第一条第二項所載ノ夫婦移民ノ携帯スル幼児移民ノ取扱ハ義務教育ヲ修了シタル者ニ限ル

大正七年八月二十三日

外務大臣男爵 後藤新平(印)

一六八 八月二十七日

在里馬齊藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛

日本丸搭乗日本移民ペルー来着ニ付報告ノ件

附屬書 右移民到着表

公第六五号

(十月十八日接受)

大正七年八月二十七日

在里馬

領事 齋藤 和(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

客月十一日「カヤオ」入港日本丸ニテ当国ニ到着シタル森

一一「ペルー」移民関係雜纂 一六八

岡移民株式合資会社取扱移民数以別表茲ニ報告申進候
敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一、船 名 日本丸

一、発着日 大正七年五月二十九日 横浜発
同 七月十一日 カヤオ着

一、サン、ニコラス耕地行

県名	男	女	計	携帯兒	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	二三	二二	四五	〇	〇	〇
広島	一	〇	一	〇	〇	〇
愛知	二	〇	二	〇	〇	〇
鹿兒島	一五	二	一七	〇	〇	〇
三重	二	〇	二	〇	〇	〇
茨城	一	〇	一	〇	〇	〇
計	四四	二四	六八	〇	〇	二

一、エスキヴェル耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	五	五	一〇	〇	〇	〇
山形	二	〇	二	〇	〇	〇
熊本	一九	六	二五	〇	〇	〇
広島	一	一	二	〇	〇	〇
福島	五	〇	五	〇	〇	〇
鹿児島	一	〇	一	〇	〇	〇
栃木	一	〇	一	〇	〇	〇
山梨	三	一	四	〇	〇	〇
計	三七	一三	五〇	〇	〇	一

一、パラモンガ耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
山口	二	二	四	二	〇	〇
愛知	一	一	二	〇	〇	〇
福岡	二	二	四	二	〇	〇
計	五	五	一〇	四	〇	〇

附屬書

森岡移民株式合資会社ヨリ岡田警視総監宛

右届出書

乙保第一〇二三〇号ノ二

(八月三十日接受)

大正七年八月二十九日

警視総監 岡田文次(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

移民取扱ニ関スル件報告

移民取扱人森岡移民株式合資会社ノ取扱ニ係ル秘露国「アンダーワシ」耕地行契約移民別紙ノ通募集ノ旨届出有之候ニ付此段及報告候也

(附屬書)

森岡移民株式合資会社ヨリ岡田警視総監宛届出書

秘露国アンダーワシ耕地行契約移民募集御届

弊会社取扱秘露国アンダーワシ耕地行契約移民夫婦十組男四十名ニ対シ左記募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間此段御届候也

大正七年八月二十三日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

一一「ペルー」移民関係雑纂 一七〇 一七一

一、ウマヤ耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	一五	一四	二九	〇	〇	〇
和歌山	一	〇	一	〇	〇	〇
計	一六	一四	三〇	〇	〇	〇

一、チクリン耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	一八	一八	三六	〇	〇	〇

総計 男 一二〇名 女 七四名 計 一九四名

外ニ携帯児

四名

右ノ外カヤオ着前途中逃亡者 三名

一六九 八月二十九日

岡田警視総監ヨリ
後藤外務大臣宛

森岡移民会社ヨリペルー国アンダーワシ耕地
行契約移民募集地方別予定届出ノ件

社長 浅野 良三

業務代理人 高田喜三榎(印)

警視総監 岡田文次殿

記

アンダーワシ耕地行募集地方別予定表

種別	夫	婦	男	摘	要
沖繩県	十組	十組	四十名		
合計	十組	十組	四十名		

一七〇 八月二十九日

在里馬齋藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛(電報)

森岡及ウマヤ耕地間ノ移民供給追加契約承認

ノ件

第三七号

森岡「ウマヤ」間ニ前回分ト同条件ニテ男三十、女五名ノ追加契約成立承認ス期間六ヶ月

一七一 九月二日

森岡移民株式合資会社ヨリ
後藤外務大臣宛

二九九

ペルー国ウマヤ耕地行日本移民ト森岡移民会
社トノ契約書案追加承認願出ノ件

(九月十一日接受)

秘露国ウマヤ耕地行契約移民ニ係ル契約書案
追加御承認願

大正七年二月二十七日附第二〇号ヲ以テ秘露国ウマヤ耕地
行契約移民男八拾名夫婦貳拾組ノ承認相受申候処今回弊社
秘露支店ヨリ別紙ノ通男二十五名夫婦五組ノ追加契約締結
ノ電報ニ接シ申候間弊社ト移民間ニ締結スヘキ書面契約案
別紙ノ通り御承認被成下度此段奉願候也

大正七年九月二日

東京市京橋区山城町四番地

森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三榎(印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

註 右ハ警視庁經由ニテ同庁ヨリハ九月十日附乙保第一〇五三七
号ノ二ヲ以テ外務省ニ進達セラレタリ尚添付ノ契約書案ヲ省
略ス

民会社トノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 右契約案承認指令書

通送第七一八二号

本月十日付乙保第一〇五三七号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴
管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露
国ウマヤ耕地行契約移民ニ関スル書面契約承認願ニ対シ別
紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候
也

(附屬書)

第八四号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三榎

大正七年九月二日付願秘露国ウマヤ耕地行契約移民男二十
五名夫婦五組取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

但シ雇主移民取扱人間ノ契約書第一条第二項所載ノ夫婦
移民ノ携帯スル幼児移民ノ取扱ハ義務教育ヲ修了シタル
者ニ限ル

一七二 九月十六日 浅野森岡移民会社社長ヨリ
埴原通商局長宛

在ペルー国日本移民ニ古新聞雜誌供給ニ関シ

回答ノ件

大正七年九月十六日

森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三(印)

外務省

通商局長 埴原正直殿

謹啓愈々御清適奉大賀候陳者在里馬斎藤領事殿ノ御注意ニ
基キ御省通合送第四二八号ヲ以テ前中村局長殿ヨリ御通達
ニ預リ候秘露移民ニ古新聞雜誌類ノ供給方ニ付キ爾來講究
中ニ有之候処来ル十月七日横浜出帆ノ安洋丸便ヨリ東洋汽
船株式会社ノ南米航路出帆毎ニ秘露国各耕地ノ移民ニ対シ
右新聞雜誌寄贈ノ為メ発送スルコトニ決定致シ候間御了承
被下度此段御通知申上候 敬具

一七三 九月十九日 埴原通商局長ヨリ
岡田警視総監宛

ペルー国ウマヤ耕地行日本契約移民ト森岡移

大正七年九月十九日

外務大臣男爵 後藤新平(印)

一七四 九月十九日 埴原通商局長ヨリ
岡田警視総監宛

ペルー国サン、ニコラス耕地行日本契約移民ト

森岡移民会社トノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 右契約案承認指令書

通送第七一八三号

本月十日付乙保第一〇五四〇号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴
管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露
国サン、ニコラス耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認
願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度
此段申進候也

(附屬書)

第八五号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三榎

大正七年八月三十日付願秘露国サン、ニコラス耕地行契約

移民男百七十名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正七年九月十九日

外務大臣男爵 後藤新平 (印)

一七五 九月二十三日

在智利国田付公使ヨリ
後藤外務大臣宛

秘露国里馬附近ノ棉花耕地視察報告ノ件

通信第一〇〇号

(十一月三十日接受)

大正七年九月二十三日

在智利

特命全權公使 田付七太 (印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

本官秘露出張中ノ序ヲ以テ本邦移民ノ労働耕地ヲ普ク視察
致度希望ヲ有シ候得共時日其他ノ事情ノ為メニ僅カニ只里
馬附近ノ棉花耕地タル「エスキヴェル」及ヒ「バルバ」兩
耕地ヲ視察致候処「エスキヴェル」耕地ハ近頃本邦へ渡航
セル「アマドル、デル、ソラール」氏一家ノ所有ニ係ルモ
ノニシテ同人ハ目下北米滞在中ニ付其舍弟タル「サルバド

ール、デル、ソラール」氏専ラ同耕地監督ノ任ニ当リ居レ
リ同所ニハ約五百名ノ本邦人アリテ土人ニ交リ共ニ労働シ
ツツアルガ就中工場部、機械部ニ於テモ亦日本人ヲ使用シ
其成績良好ナリ是等日本人ハ既ニ數年來耕地ニ労働シ成績
良好ノモノヨリ選拔セラレタルモノナリト云フ從ツテ給料
モ他ノ耕地ノミニ從事スルモノヨリハ高価ニシテ一日二円
以上ノ収入ヲ得ルモノ不尠此ノ外日本移民ニシテ土地ヲ賃
借シ所謂小作ニ從事スルモノモ尠カラス是等モ亦収入割合
ニ有利ナルヲ以テ日本移民ニシテ此ノ小作ヲ希望スルモノ
少カラサルモ已ニ數年ヲ経過シ耕作ノ經驗ヲ積ミ成績良好
ニテ耕地主ニ於テ信用アルモノヨリ順次選拔シテ小作ニ移
ラシムル方針ナリト言フ而シテ是等日本移民ノ生活狀態如
何ト顧ルニ夫婦モノ又ハ小作者中ニハ一戸ヲ構フルモノ少
カラサルモ概シテ一屋内ニ數人同棲ノ姿ニテ食事ハ自炊ナ
リ家屋ノ構造ハ独立家屋ト共同生活ノ割棟長屋ノ如ク連結
セルモノトニヨリ自ラ差異アリ前者ハ主トシテ小作者ノ住
居ニシテ建築モ己レノ負担トス四方葭簀ノ類ヲ以テ囲トナ
シ屋上亦同種ノモノヲ以テ之ヲ覆ヒ僅カニ風ト日光トヲ防
グ尤モ当地方ハ降雨ナキヲ以テ右ニテ足ルヘシト雖モ夜氣

ノ侵入濕氣ノ透入ハ免レ難シ若シ夫レ寢具ニ至リテハ西洋
床ヲ有スルモノハ直チニ之ヲ地上ニ据ヘ置キ西洋床ナキモ
ノハ木床ヲ作り横臥スルヲ常トス

共同生活者ハ重ニ耕地主ヨリ給スル割棟長屋ニ類スル家屋
内ニ起居ス周圍ハ土壁ヲ以テ囲マレ居ルモ天井ハ葭簀ヲ以
テ之ヲ覆ヒ窓隔少ク室内日光不充分ナルカ如キモ床ハ主ト
シテ煉瓦ヲ積上ケタル上ヲ横ニ渡シタル木板ノ上ニ或ハ毛
布ヲ敷キ又ハ毛布ナキモノハ着ノ儘ニテ其上ニ横臥
スル習慣ナリ耕地主ハ曰ク本邦人モ土人モ取扱上毫モ差異
ヲ附セストテ其取扱振ノ公平ナルヲ誇ルモノ、如クナルモ
元來土人ハ已ニ生レナガラニシテ跣走土足直チニ地上ニ横
臥ノ習慣ヲ有スルモノナレバ家屋ヲ得ル如キハ寧ロ贅沢ニ
シテ少クトモ耕地主ヨリ供セラルル陋屋ニテモ平然タルヲ
得ベシト雖モ日本人ノ習慣ヨリ云ハ如何ナル寒村僻地ノ
農民ト雖モ頗ル慊焉タルモノアルヘキハ想像ニ難カラス尤
モ琉球人ハ此ノ如キ狀態ニ於テモ善ク之ニ甘ンスルト伝ヘ
ラル此地日本医師ノ直話ニヨレバ幸ニシテ是等本邦移民ノ
衛生狀態ハ割合ニ良好ニシテ患者モ多カラサル由ナリ將又
是等移民ノ多數ハ初年一日一円二十錢ノ日給ナレバ生活費

ヲ除ケバ余ル処幾干モナシ而モ其残余ノ積金ヨリ日本ヨリ
渡航ノ費航ノ費用、出発準備費用等ヲ弁済セサル可カラサ
ルモノトスレバ最初一年間ニ若シ借金ヲ生セサレバ最モ幸
福ナリト言ハザルヘカラス其翌年ヨリ漸次經驗ヲ積ミ国情
ニ慣ルルニ從ヒ収入モ自ラ其額ヲ増シ此ニ於テ初メテ些少
タリトモ本邦ニ送金又ハ貯金ノ余裕ヲ生スルニ至ルモノト
云フベシ而シテ彼等大多數ノ移民ハ金儲ヲ唯一ノ目的トス
ルモノナル処収入ハ前記ノ如ク頗ル小額ナル上ニ四圍ノ狀
態ハ其生活上何等ノ慰藉ヲ与フルモノナシ茲ニ於テカ種々
誘拐者ニ乗セラルルノ機ヲ作り又ハ都会ニ侵入シテ種々生
活ノ途ヲ講ズルニ至ル里馬、「カリャオ」ノ如ク斬髮屋、古
道具屋、小雜貨店、曖昧料理屋、大道商人、家僕、從僕類ノ
多キ實ニ是等ノ原因ニ基カズンバアラス其結果ハ秘國人ノ
嗤笑ヲ買ヒ侮蔑ヲ被リ労働者ヨリハ擯斥セラレ又ハ圧迫ヲ
受クルニ至リ心益々樂シカラズ然レバ此ノ如キ狀態ヨリ可
成速ニ脱退セント希望スルハ人情ノ自然ナルヲ以テ手段ノ
如何ヲ問ハズ金錢獲得ニ腐心シ幸ニ數千円貯蓄ヲ得レバ直
チニ帰国ヲ企テ又永遠ノ計ヲ樹ツルモノナシ是レ此ノ方面
ニ於ケル日本人ノ成功者少キ所以ニシテ之ニ反シテ支那人

ノ比較的成功者ニ富ムハ実ニ其ノ永住ニアルモノト言ハサルベカラズ之ガ対応策トシテハ日本人ニ慰安ノ道ヲ与ヘ楽シテ海外労働ニ従事スルノ手段ヲ講スルニアル処由來日本人ハ彼ノ「アングロ、サクソン」人種ト異ナリ我カ居ル処是レ我ガ家トスルノ觀念ニ薄ク「アングロ、サクソン」人種ノ殖民地ハ直チニ己レノ嗜好ニ適スル計画ヲ立テ永遠ニ且愉快ニ其土地ニ住スル計ヲ為スニ反シ日本人ハ寧ロ其土地ヲ以テ一時のモノトナシ結局ハ本邦ニ帰還スルニアルヲ以テ已ニ其施設企画ニ於テ缺クル処アリ況ンヤ經費ノ点ニ於テ最モ大ナル欠缺ヲ感スルヲ以テ完全ノ良計ハ之ヲ期シ難キモ少クモ日本移民ヲシテ可成永ク其労働地ニアッテ其根本的発展ノ基ヲ作ラシメントスルニハ其生活常態ヲ改良セシムルニアリ然レ共傭者被傭者トモニ利ヲ求ムルニ汲々タル今日ノ情態ニ在テハ百年黄河ノ清ヲ待ツニ等シキ概アルヲ以テ幸ニ我カ海外興業株式会社ハ其成立上多少国家事業ノ性質ヲモ帶ブルヤニ聞及ヒ居候ニ付テ同会社ヲシテ大々的地面ヲ所有スルカ又ハ賃借シテ日本労働者ヲ移入シ一ツノ日本村落ヲ構成シ彼等ヲシテ恰モ内地ニアルニ異ナラザル感ヲ抱カシムルノ計ヲ立ツルハ又其一法タルヲ失ハズヤ

角博突ニ耽ル傾向アリシモ現今耕地主ノ監督嚴重ナルガ為メ較其跡ヲ絶ツニ至リタルヤニ聞キ及ヘリ喜ブベキ現象ト被存候
右御参考迄報告申進候 敬具

一七六 九月二十六日 在里馬斎藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛

紀洋丸搭乗日本移民ペルー来着ニ付報告ノ件

附屬書 右移民到着表

公第七三号 (十一月三十日接受)

大正七年九月二十六日

在里馬

領事 斎藤 和 (印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

本月十五日「カヤオ」入港紀洋丸ニテ当国ニ到着シタル森岡移民株式合資会社取扱移民数ヲ以別表茲ニ報告申進候

敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一 「ペルー」移民関係雜纂 一七六

ト愚考致候將又秘露移民モ事情ノ許ス限り夫婦モノヲ入ルルモ良策ノ様被存候

現ニ「エスキヴェル」附近ノ「バルバ」耕地ニ於テハ日本人ノ小作モ少カラサル処就中岡田幾松ハ第一回移民トシテ秘露ニ渡航シ爾來十数年一回モ帰朝セズ今ヤ十五万円以上ノ資産ヲ有スト伝ヘラルルモノナルガ妻子ヲ有シ数百町歩ノ耕地ヲ賃借シ数百人ノ日本移民ヲ使傭シ莫大ノ利益ヲ上ゲツツアリ地主モ満足シ労働者モ愉快ニ労働ニ従事セリ是レ畢竟中間者タル岡田ニ於テ善ク労働者ノ風俗習慣ヲ知り彼等ニ対スルニ同胞者タル日本人ノ心ヲ以テスルニ職由セズンバアラズト思考セラルル何トナレバ労働者ニ対スルニモ自ラ同情ノ念厚ク日常生活ノ上ニ於テ彼等ニ与フベキ慰安ノ途ニモ自ラ意ヲ用フルニ周到ナルモノアルベケレバナリ
右ハ單ニ前記二耕地ニ於ケル觀察ヨリ推考シタル結果ニ外ナラズシテ之ヲ以テ広ク秘国耕地全体ニ及ホス事不能ルハ自明ノ理ナリト雖モ右二耕地ハ已ニ日本移民ニ関スル限り殆ど模範的ノ称アリ而モ尚以上ノ如キ推論ヲナサザルヲ余儀ナクセラルルモノナリ豈深ク慮ラザルベカラザランヤ昔ハ日本移民ハ慰安上又ハ一攫千金ヲ夢ムル結果ナルカ夷

一、船名 紀洋丸

一、発着 大正七年七月二十六日 横浜発
同 九月十五日 カヤオ着

一、サン、ニコラス耕地行

県名	男	女	計	携帶児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	五四	一六	七〇	〇	〇	二
熊本	一	一	二	〇	〇	〇
鹿児島	一一	三	一四	〇	〇	〇
広島	四	〇	四	〇	〇	〇
茨城	一	〇	一	〇	〇	〇
島根	一	〇	一	〇	〇	〇
愛知	一	〇	一	〇	〇	〇
愛媛	一	〇	一	〇	〇	〇
計	七四	二〇	九四	〇	〇	二

一、パラモンガ耕地行

県名	男	女	計	携帶児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	二四	二三	四七	〇	〇	〇
山形	一	一	二	〇	〇	〇

愛知	二	二	四	〇	〇
計	二七	二六	五三	〇	一

一、チクリン耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	三	二	五	〇	〇	〇
計	三	二	五	〇	〇	〇

一、サン、アグスチン耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	三一	二九	六〇	一	(女)死亡一	〇
計	三一	二九	六〇	一	一	〇

一、ウマヤ耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	三	三	六	〇	〇	〇
山口	八	〇	八	〇	〇	〇
福井	一	〇	一	〇	〇	〇

一七七 九月二十七日

在里馬斎藤領事ヨリ
後藤外務大臣宛

ペルー国上院ニ提出セラレタル亜細亜人排斥

法案ニ関シ報告ノ件

附屬書 亜細亜人排斥法案

公第七四号

(十一月三十日接受)

大正七年九月二十七日

在里馬

領事 斎藤 和 (印)

外務大臣男爵 後藤新平殿

本月十九日 M, Lino Urquiza 及 A. Eduardo Lanatta 両名ノ名ヲ以テ当国上院ニ別紙記載ノ如キ排斥亜細亜人法案ノ提出ヲ見ルニ至リ候予テ御報告申進候通り支那人排斥ハ当国多年ノ声ニシテ先年遂ニ当国議會ニ於テ支那人排斥法案ヲ通過シタルガ為、伍廷芳親シク華府ヨリ当国ニ渡来シ両国政府間ニ一ノ協定ヲ遂ゲ支那政府自ラ移民ノ調節ヲ行フコトナリ一段落ヲ告ゲタルモ爾来尙当国在住支那人ニ對スル反感嫌厭ノ情ハ毫モ衰フル所ナク或ハ質問トナリ或ハ動議トナリテ議會ヲ賑ハシメタルコト再三ナラズ之ト同

三重	一	〇	一	〇	〇
計	一三	三	一六	〇	〇

一、エスキヴェール耕地行

県名	男	女	計	携帯児	カヤオニテ逃亡	カヤオ着前逃亡
沖繩	三	一	四	〇	〇	〇
山形	二	二	四	〇	〇	〇
福島	二	〇	二	〇	〇	〇
熊本	二	〇	二	〇	〇	〇
静岡	一	〇	一	〇	〇	〇
計	一〇	一	一一	〇	〇	一

総計 男 一五八名 女 八一名 計 二三九名

外ニ携帯児

一名

カヤオ着前逃亡者

二名

カヤオ着前死亡者

一名

カヤオ死亡者

二名



時ニ民間ニ在リテモ労働者會議ニ於ケル決議トシテ將タ又政府ヘノ請願書トシテ是等鬱勃ノ情ヲ発露セルモノ鮮カラズ然ルニ以上支那人排斥ノ挙ガ時運ノ推移ト共ニ次第ニ其領域ヲ拡張シ一般亜細亜人ヲタ黄色人種排斥ノ声ト化シ近年当国新聞紙上ニ日本人排斥ノ記事論說ヲ散見スルコト敢テ珍トセズ殊ニ過般安洋丸事件前後ノ如キ各紙共ニ連日此種ノ記事報道跡ヲ絶タズ大ニ喧噪ヲ極メ候得共当国議政壇場ニ明カニ日本人ヲ指称シ之ガ排斥ノ法案ヲ見ルニ至リタルハ実ニ別記ノ議案ヲ以テ権輿トシ漸次当国ニ於ケル空氣ガ本邦人ニ對シ惡化シツツアルノ現象ト認ムベク大ニ浩歎ス可キ次第ト被存候然レトモ是等ノ現象タル我邦人ノ都市ニ集中スルモノ次第ニ其数ヲ加ヘ当国人等トノ競争激甚ノ度ヲ滋クシ利害ノ關係相反スルモノ大ナルニ從ヒ(今最著シキニ、三ノ例ヲ挙グレバ里馬市内古物商總数二百五戸中日本人ノ経営ニ属スルモノ五割五分秘露人二割五分支那人二割理髮商總数百二十一戸中日本人七割五分秘露人一割五分支那人一割大道露店三十四戸中日本人五割秘露人五割ノ割合ニシテ比較的資本ヲ要セザル小商業ハ漸次日本人ニ蚕食圧倒セラレツツアリ)必然来ル可キ自然ノ勢ニシテ亦免

ル可カラザルノ数ト申ス可ク候況ンヤ当国ノ如キ普通選挙ヲ以テ政治ノ基礎トセル共和国ニ在リテ群少野心政治家輩ガ之ヲ以テ好餌トシ自国労働者ノ歛心ヲ射ント努ムルハ最も有振レタル手筈ニシテ一ノ常軌トモ目ス可ク候

前記法案提出者ハ共ニ南秘 Arequipa 州選出上院議員ニシテ何レモ自由党ニ其党籍ヲ有シ Lanta ハ末輩議員ノ一タルニ過ギズト雖モ Urquicia ハ領袖株ノ一員トシテ党中ニ声名ヲ馳セ多少畏敬セラルル所ノモノニ有之候而テ自由党々首 Augusto Durand ノ弟ニシテ上院議員兼同院書記ノ職ニアル Juan Durand ノ説ヲ聞クニ Urquicia ハ飄逸ノ氣風ヲ有シ間々突飛ノ挙ヲ行フ人物ニシテ今回ノ議案モ敢テ党議ヲ經タルモノニ非ズ只同人等箇々ノ意見ヲ以テ提出セラレタルモノニシテ此種性質ノ議案ノ議會ニ提出セラルコト敢テ珍シカラズ議會ガ真面目ニ該案ヲ受領スルコトナカルベク毫モ意ニ介スルニ足ラズト称シ居リ現在ノ情況ヲ以テ推スレバ該案ガ其儘議會ノ協賛ヲ得通過スベシトハ思惟セラレザルモ支那人排斥ト道連ナル丈議會ニ於テ多少ノ喧囂ヲ招ク可キハ免ル可カラザル所ニ有之且其間安洋丸事件ノ如キ偶然突発ノ事項ニテモ現出スルアラニンハ意

傭スル凡テノ支那人及日本人労働者ノ登録簿ヲ備ヘ彼等ノ契約期間満了シタルトキハ之ヲ更新スルコトヲ得
ザラシムベシ

一七八 十月一日 内田外務大臣ヨリ
在里馬斎藤領事宛

在ペルー国日本移民ニ古新聞雜誌供給ニ関スル件

通送第二九号

本件ニ関シ本年四月十七日付公第二〇号御申越ノ次第関係移民会社其他ヘ及移牒置候処森岡移民会社ニ於テハ本月七日横浜出帆ノ安洋丸便ヨリ東洋汽船南米航路船出帆ノ都度右新聞雜誌寄贈可致旨今般同社長ヨリ申出有之候間右御承知相成度此段申進候也

一七九 十月三日 岡警視總監ヨリ
内田外務大臣宛

ペルー国ウマヤ耕地行契約移民募集地方別予届出ノ件

附屬書 森岡移民株式合資会社ヨリ警視總監宛右届書
乙保第一一九〇一号ノ二 (十月四日接受)

一一 「ペルー」移民関係雑纂 一七八 一七九

外ニ火ノ手ヲ強ムルコトナシト断ズルヲ得ザルヤニ被存候尚同案ノ運命ニ就テハ今後其発展ニ從ヒ隨時追報可致候得共不取敢該案ノ内容並ニ今日ニ於ケル同案ニ対スル觀察ノ一端ヲ記シ茲ニ報告申進候 敬具

写送付先

在智利日本公使館

(附屬書)

亜細亞人排斥法案

黄色人種トノ複婚ニ件フ人類ノ凋零ヨリ我國民ヲ救護スルノ必要ナルコト並ニ國民ノ災禍ニ陥ルヲ避ケ其減少ヲ免ルルノ方便トシテ労働者ノ職業ヲ得ルニ便ナラシムルハ国家ノ義務タルトニ鑑ミ

次ノ法律ヲ制定ス

第一条 黄色人種ニ属スル人民ノ当共和国内ニ移住スルヲ禁ズ

第二条 農家並ニ事業家ハ其劳作並ニ事業ノ如何ニ拘ハラズ当法律発布後ハ労働者トシテ黄色人種ニ属スル人民ヲ雇傭スルヲ得ズ

第三条 大藏大臣ハ國民ノ經營ニ係ル農園及事業上實際雇

大正七年十月三日

警視總監 岡喜七郎 (印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

移民取扱ニ関スル件報告

移民取扱人森岡移民株式合資会社ニ於テ秘露国ウマヤ耕地行契約移民別紙ノ通募集取扱ノ旨届出有之候ニ付及報告候也

(附屬書)

森岡移民株式合資会社ヨリ警視總監宛届書

(第二号)

秘露国ウマヤ耕地行契約移民ニ係ル募集地方

別予定御届

(大正七年九月十九日附認可)

弊社取扱秘露国ウマヤ耕地行契約移民男二十五名夫婦五組ニ対シ別紙募集地方別予定表ノ通り募集仕度候間此段及御届候也

大正七年九月三十日

東京市京橋区山城町四番地
森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三(印)

警視總監 岡田文治殿

(別紙)

秘露国ウマヤ耕地行契約移民募集地方別予定表

県別	夫婦	単身 (男)	摘要
沖繩県	五組	二十五名	
合計	五組	二十五名 (全部)	

一八〇 十月九日 在里馬齋藤領事ヨリ
内田外務大臣宛

ペルー国上院ニ提出セラレタル黄色人種排斥
法案ニ関シ続報ノ件

公第七七号

(十二月三日接受)

大正七年十月九日

在里馬

領事 齋藤 和(印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

客月二十七日付公第七四号ヲ以テ報告申進候黄色人種法案

一八一 十月二十六日

神山海外興業会社社長ヨリ
埴原通商局長宛

在ペルー国日本移民ニ供給スベキ古新聞雜誌

輸送ヲ東洋汽船会社謝絶ノ件

附屬書 東洋汽船会社ヨリ海外興業会社宛書面写

大正七年十月二十六日

東京市京橋区宗十郎町十三番地

海外興業株式会社

社長 神山閔次(印)

外務省通商局長 埴原正直殿

通合送第四二八号ヲ以テ秘露在住本邦移民指導ノ為古新聞
雜誌供給方照会ノ趣難有拝誦致候右ハ至極適當ノ御企面ト
被存候ニ付テハ可成多種多量発送候方効果可有之ト存シ日
本移民協会トモ協議ヲ遂ケ発送方法ニ付キ東洋汽船株式会
社ト交渉致候処別紙写ノ通り輸送謝絶ノ回答ニ接シ遺憾ノ
至リニ候就テハ禁止ノ解除ヲ俟ッテ之カ送付ヲ取計フ外致
方無之様被存候間何卒不惡御承知被成下度先ハ右御請旁事
情申上度如斯御座候 敬具

追テ本文発送ニ関シ何等カ便宜ノ方法モ御座候得ハ相當

一一「ペルー」移民関係雜纂 一八一 一八二

ハ未ダ議會ノ議ニ上ラズ新聞紙等モ今日迄未ダ之ニ関シ論
評ヲ試ミタルモノナク労働者組合又集會ヲ催シ決議或ハ請
願等ノ方法ヲ以テ同案ニ対シ声援ヲ与ヘ若クハ其他何等運
動ケ間敷舉措ニ出ヅルコトナク今日迄ノ処至極平靜ニ經過
致来リ候而シテ同案提出者所屬自由党中多少有力議員ノ一
ナリト称セラルル Manuel Aurelio Vinelli ガ日本人
ニ対シ果シテ真情ヲ吐露シタルモノナルヤ否ヤ明ナラザレ
トモ同案ハ素ヨリ握リ潰シノ運命ヲ免ルル能ハズト輕々ニ
談シ居リ候趣ニ候尚前報告中先年当國議會ニ於テ支那人排
斥法案ヲ通過シタル様記載シ置キタルモ全ク本官ノ誤聞ニ
有之取調候処右ハ去ル千九百九年五月十四日当國大統領ガ
制令ヲ以テ当分支那移民ノ入國ヲ停止シ少クトモ五百磅ノ
金額携帯セズ初メテ当國ニ来ルモノヲ以テ移民ト見做スベ
キコトヲ規定シタルモノニシテ同年八月二十八日当國外務
大臣及伍廷芳氏トノ間ニ協定調印セラレタル覚書ニ依リ其
効力ヲ失スルニ至リタルモノニ有之候

右訂正旁此段重ネテ報告申進候 敬具

御指示ヲ蒙リ度申添候

(附屬書)

東洋汽船会社ヨリ海外興業会社宛書面写

東洋汽船株式会社

船客課長 黒沢精次

海外興業株式会社宛

拜復九月二十七日付貴翰正ニ拝誦仕候陳者過日貴社員市川
氏御来社ノ節御話承り候秘露国移民ニ対シ新聞紙送達ノ件
ハ移民慰安ノ一方法トシテ至極結構ノコトト存候ニ付早速
取調候処目下戰時中ノ事トテ古新聞雜誌ノ海外輸出ハ或筋
ヨリ禁止ノ通牒ニ接シ居リ現ニ当貨物課ニ於テハ此種ノ品
物ノ輸送ヲ一切謝絶致居候趣乍遺憾貴需ニ応ジ兼候
右何卒不惡御了察被下度此段得貴意候 敬具

一八二 十一月十四日

在里馬齋藤領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ペルー国ウマヤ耕地行契約移民承認ノ件

第四四号

ウマヤ森岡間男百五十夫婦五十組十二ケ月間ニ供給契約成
立承認ス字句ノ修正以外条件前同様

一八三 十一月二十日 在里馬斎藤領事ヨリ
内田外務大臣宛(電報)

ペルー国パルパ耕地行移民契約存続承認ノ件

第四五号

パルパ耕地主ヨリ五十名ヲ限り五月迄ニ着ノ定メニテ往電
第二四号稟申ノ契約存続方申出アリ承認セリ

一八四 十二月十日 殖原通商局長ヨリ
岡警視総監宛

ペルー国ウマヤ耕地行日本契約移民ト森岡移

民会社トノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 右承認指令書

通送第八九七三号

本年十一月二十五日付乙官第一三三〇号ノ二ヲ以テ御進達
相成候貴管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シ
タル秘露国ウマヤ耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認
願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度
此段申進候也

(附屬書)

第一一一号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三楯

大正七年十一月二十日付願秘露国「ウマヤ」耕地行契約移
民男百五拾名夫婦五拾組取扱ニ関スル書面契約案承認願出
ノ件

右承認ス

但雇主移民取扱人間ノ契約第一条第二項所載ノ夫婦移民
ノ携帶幼児ハ義務教育ヲ終了シタル者ニ限ル

大正七年十二月十日

外務大臣子爵 内田康哉(印)

一八五 十二月十日 殖原通商局長ヨリ
岡警視総監宛

ペルー国パルパ耕地行日本契約移民ト森岡移

民会社トノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 右承認指令書

通送第八九七四号

本月三日付乙官第一三六七号ノ二ヲ以テ御進達相成候貴管

通送第八九七五号

本年十一月十九日付乙官第一二八九号ノ二ヲ以テ御進達相
成候貴管下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタ
ル秘露エスキヴェール耕地行契約移民ニ関スル書面契約案
承認願ニ対シ別紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相
成度此段申進候也

(附屬書)

第一一三号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

業務代理人 高田喜三楯

大正七年十一月十五日付願秘露国エスキヴェール耕地行契
約移民男七拾名夫婦十五組取扱ニ関スル書面契約案承認願
出ノ件

右承認ス

但雇主移民取扱人間ノ契約第一条第二項所載ノ夫婦移民
ノ携帶スル幼児ハ義務教育ヲ終了シタル者ニ限ル
大正七年十二月十日

外務大臣子爵 内田康哉(印)

下移民取扱人森岡移民株式合資会社ヨリ提出シタル秘露国
パルパ耕地行契約移民ニ関スル書面契約案承認願ニ対シ別
紙ノ通詮議相成候ニ付右申請者ニ御交付相成度此段申進候
也

(附屬書)

第一一二号

書面契約案承認指令書

移民取扱人森岡移民株式合資会社

社長 浅野良三

大正七年十一月二十八日付願秘露国パルパ耕地行契約移民
男五拾名取扱ニ関スル書面契約案承認願出ノ件
右承認ス

大正七年十二月十日

外務大臣子爵 内田康哉(印)

一八六 十二月十日 殖原通商局長ヨリ
岡警視総監宛

ペルー国エスキヴェール耕地行日本移民ト森岡

移民会社トノ書面契約案承認通知ノ件

附屬書 右承認指令書

一一 「ペルー」移民関係雜纂 一八六

在里馬齋藤領事ヨリ
内田外務大臣宛

附屬書 右移民到著表

(大正八年二月二十二日接受)

在里馬

領事 斎藤 和 (印)

外務大臣子爵 内田康哉殿

客月二十七日「カヤオ」入港安洋丸ニテ当国ニ到着シタル

森岡移民株式合資会社取扱移民数以別表于茲報告申進候

敬具

(附屬書)

森岡移民株式合資会社取扱移民到着表

一、船名 安洋丸

一、 発着日 大正七年十月九日 横浜発
カヤ才着

一、サン、ニコラス耕地行

一、アンダウアシ耕地行

一、エスキヴェール耕地行

一、エスキヴェール耕地行

一、パラモンガ耕地行

一、パラモンガ耕地行

沖繩	三四	三四	六八	〇(女)	二	〇
県名	男	女	計	携帶児 亡、死亡、 禁止等ノ異動	カヤオニテ逃 上陸 同上カヤオ港 着前ノ異動	

計	鹿兒島	宮城	三重	静岡岡	山形	福島	愛知	広島	愛媛	熊本	沖縄	県名
九二	一九	五	五	六	四	六	一	一三	一	二八	四	男
六	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	四	二	女
九八	一九	五	五	六	四	六	一	一三	一	三二	六	計
〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	携帶児童
一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	一	〇	カヤオニテ逃 亡、死亡、陸上ノ異動着前ノ異動
(男)	(男)							(男)				
三	一	〇	〇	〇	〇	〇	〇	二	〇	〇	〇	

一、ウマヤ耕地行

沖繩	佐賀	県名	男	女	計	携帯 禁止等ノ異動	カヤオニテ逃 死上陸 同上カヤオ港 着前ノ異動
一	一						
一	〇						
二	一						
〇	〇						
〇	〇						
〇	〇						

計	山口	福岡
四〇	四	二
四〇	四	二
八〇	八	四
一〇	一	
二〇	〇	
〇〇	〇	

一、ローマ耕地行

熊 本 県 名			計
男	女	計	携帶兄
三 一 二	三 一 二	六 二 四	亡、死、上、陸、着前ノ異動
○	○	○	カヤオニテ逃
○	○	○	同上カヤオ港
○	○	○	

總計	二〇二名	二六三名
男	一〇二名	一三〇名
女	一〇〇名	一三三名

外二携帶児 一名

力ヤ才着前下船 二名

逃亡一名

死亡一名

カヤ才港ニテ病氣上陸禁示 三名

但シ船中加療ノ上復航カヤ才寄港ノ際上陸ノ筈